平生町告示第１１号

令和８年第３回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和８年６月１日

平生町長　浅本　邦裕

１　期　日　　令和８年６月１５日

２　場　所　　平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原　　真紀さん	長尾　忠明君
中村　一幸君	中本　敦子さん
中川　裕之君	河藤　泰明君
岩本ひろ子さん	河内山宏充君
平岡　正一君	細田留美子さん
中村　武央君	

○応招しなかった議員

令和８年　第3回（定例）平 生 町 議 会 会 議 録（第１日）

令和８年６月１５日（月曜日）

議事日程（第１号）

令和８年６月１５日　午前9時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　請願の委員会付託　上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願

日程第５　行政報告

日程第６　発議第１号　上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議

日程第７　承認第２号　専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第８　承認第３号　専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第２５号　令和８年度平生町一般会計補正予算

日程第10　議案第２６号　地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第２７号　工事請負契約の締結について（変更）
平生町体育館改修工事

日程第12　議案第２８号　物品の買入れについて

日程第13　報告第２号　令和７年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

日程第14　報告第３号　令和７年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について

日程第15　一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第16　委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　請願の委員会付託　上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説

明を求める請願

日程第５　行政報告

日程第６　発議第１号　上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議

日程第７　承認第２号　専決処分の承認について

平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第８　承認第３号　専決処分の承認について

平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第２５号　令和８年度平生町一般会計補正予算

日程第10　議案第２６号　地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第２７号　工事請負契約の締結について（変更）

平生町体育館改修工事

日程第12　議案第２８号　物品の買入れについて

日程第13　報告第２号　令和７年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

日程第14　報告第３号　令和７年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について

日程第15　一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第16　委員会付託

出席議員（１１名）

１番　原　　真紀さん	２番　長尾　忠明君
３番　中村　一幸君	５番　中本　敦子さん
７番　中川　裕之君	８番　河藤　泰明君
９番　岩本ひろ子さん	10番　河内山宏充君
11番　平岡　正一君	12番　細田留美子さん
13番　中村　武央君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　鈴木　哲至君　　書記　宮地　恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	浅本　邦裕君	副町長 ……	友田　　隆君
教育長 ……	中本　　稔君	会計管理者 ……	吉本　敏行君
総務課長 ……	重歳　征二君	地域振興課長 ……	星出　一明君
デジタル推進課長 ……	山本　一成君	町民福祉課長 ……	淵上万理子さん
税務課長 ……	隅田　紀正君	健康保険課長 ……	加世　伸彦君
産業課長 ……	山本　和也君	建設課長 ……	伊藤　正晴君
環境政策室長 ……	清水　寛次君		
学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長 ……			久保　秀幸君
社会教育課長 ……	岡本　治典君	総務課財務班長 ……	山本　順一君

午前９時００分開会・開議

○議長（中村　武央君）　ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、令和８年第３回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（中村　武央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（中村　武央君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から６月２３日までの９日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は９日間と決しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（中村　武央君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第１２１条第１項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者、及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願の委員会付託

○議長（中村　武央君）　日程第４、上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願の委員会付託を議題といたします。この請願は会議規則第８４条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、議長において、総務厚生常任委員会に付託をいたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．行政報告

○議長（中村　武央君）　日程第５、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　議員の皆様おはようございます。

令和８年度がスタートして２か月余りが経過し、早いもので６月半ばを迎えました。水田には水が張られ、早苗が風に揺れる風景が見られるようになりました。少し前までは町内各所で見られた風景ですが、年々少なくなっているように感じられ、寂しい感じがいたしております。何事もなく秋の収穫期が迎えられることを願わずにはいられません。

九州北部地方の今年の梅雨入りは、昨年より１９日遅い平年並みの６月４日に発表されました。

今年の梅雨が農作物にとって程よい雨量となるよう願うばかりです。

さて、本町では１年を通じて、ノーネクタイでの執務を許可しておりますが、気温が高くなる時季には、多くの職員が「イタリアーノひらお」ポロシャツを着用しております。

本日は、６月定例会の初日に当たり議員の皆様とともに「イタリアーノひらお」ポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御協力に感謝申し上げます。

そうした中、令和８年第３回平生町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわりませず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、提出いたします議案は、承認２件、予算１件、条例１件、事件２件、そして報告２件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告に入ります前に、国の新年度予算に触れてみたいと思います。国の新年度予算は、４月７日に成立をいたしました。今年については、１月の衆議院解散・総選挙により予算編成作

業が遅れたことも影響して、政府は１１年ぶりに暫定予算の編成をすることとなりました。

当初予算といたしましては、昨年度に続いて過去最大を更新する予算となりまして、一般会計予算で１２２兆３，０９２億円となっております。

歳出においては、社会保障費の増加に加え、物価高や金利上昇も歳出規模を膨らませる要因となっております。

歳入については、税収が増加し８３兆７，３５０億円を見込まれておりますが、税外収入を含め歳出全体を賄えず、２９兆５，８４０億円を国債発行で賄うこととされております。

これまで、全国町村会や地方６団体で予算要求や要望をしてきたところであり、今後においても、地方を取り巻く様々な課題につきましては、機会を捉えて、議会の皆様と一緒になって、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、３月定例会以降の主な取組みを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、行政協力員会議について、御報告いたします。

４月１３日から１７日にかけて、町内５地域を対象に行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆様にも御出席いただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

このたび、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任されておりまして、現在自治会の数は１４７ありますが、このうち１１３人、約７７％の方が新規の行政協力員さんとして、御就任をされております。

行政協力員会議では、こうした新規の方が多いこともあり、主に行政側からのお願いや情報提供として、新年度における事業や自治会活動交付金などを中心に説明させていただいたところであります。

説明の後には意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、御要望をいただきました。

これらの意見の中には、例えば、自治会の街路灯の電気代や道路の補修、今後の自治会の運営についてなど、たくさんの御意見や御質問をいただき、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果が上がったものと考えております。

次に、地域おこし協力隊について、報告いたします。

本町において、平生町のＰＲ業務で２名の方が着任しておりますが、このたび５月１日付で、新たに地域おこし協力隊１名が着任いたしました。

兵庫県神戸市からお越しの藤井妙子さんで、産業課の会計年度任用職員としてイタリアーノひらお観光ＰＲ及びオリーブ・レモンの普及活動業務に取り組んでいただきます。このたびの議会

の最終日には、議員の皆様に御紹介することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

藤井さんは平生町に初めてお越しになるとのことですが、業務に対する情熱を強くお持ちであり、今後の活躍が期待されるところであります。任期は３年となりますが、その後もぜひ平生町民として過ごしていただきたいと思います。

終わりに、令和７年度の各会計の出納閉鎖を５月末に終えておりますので、その概要について簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計です。歳入総額６２億５，４７６万８，５４１円、歳出総額６１億７５万９，３４９円で、差し引き１億５，４００万９，１９２円となりまして、繰越明許費３，０３４万５，０００円を控除いたしますと、１億２，３６６万４，１９２円が実質収支となるものです。

次に、特別会計です。４つの特別会計の合計で、歳入総額３１億５，５８１万４，０６３円、歳出総額３０億９，０７６万７，９４８円で差し引き６，５０４万６，１１５円が実質収支となるものです。

以上、３月定例会以降の主な取組みについて、行政報告として報告させていただきました。

……

〇議長（中村　武央君）　次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。中本教育長。

〇教育長（中本　　稔君）　３月定例会以降の教育行政に関する御報告を申し上げます。

最初に学校教育に関する御報告です。４月８日に佐賀小学校・平生中学校、４月９日に平生小学校で入学式が、４月１０日には平生幼稚園で入園式が行われ、佐賀小学校は４名、平生小学校は４８名、平生中学校は６６名、平生幼稚園は５名の新入生・園児を迎えることができました。

今年度も、子供たちが安全で安心して学校・園生活を送れるよう、町教委といたしましてもしっかりと支援を行ってまいります。

また、５月２３日には佐賀小学校・平生小学校において、さわやかな五月晴れの下で、運動会が開催されました。佐賀小学校は「今の全力を出そう！　一人ひとりが　がんばる本気の運動会」、平生小学校は「かけぬけろ！　限界突破　平生っ子」、というスローガンの下、保護者・地域の皆さんの温かい声援に包まれ、全校児童が元気いっぱいに演技しました。一人一人の顔が見える佐賀小学校、集団の美しさを表現した平生小学校と、それぞれのよさを十分に発揮した素晴らしい運動会となりました。

次に、佐賀小学校小規模特認校制度についてです。

小規模の特性を生かした教育活動を推進している「佐賀小学校で学びたい」という希望者に対して、一定の条件の下で実施している小規模特認校制度ですが、本年度はこの制度を利用して新入生４名中２名の児童が入学しました。

１１年目を迎える本制度ですが、１年生から６年生までの佐賀小学校全体では、今年度１５名

の児童がこの制度を利用しており、佐賀小学校区の児童２３名と合わせて、全校児童３８名で新年度をスタートしました。１・２年生と３・４年生が複式学級であり、今年度も複式解消のための教員を配置し、多くの授業で複式を解いた単学年の授業を行っています。

次に全国学力・学習状況調査についてです。

４月に全国学力・学習状況調査が実施され、小学校６年生と中学校３年生の児童生徒が取り組みました。

小学校では国語・算数の２教科、中学校では国語・数学・英語の３教科が実施されました。国語と算数・数学は、全国統一実施日の４月２３日に従来どおりの筆記方式で行われましたが、中学校の英語については、１人１台端末を活用しオンラインでテストを受けるＣＢＴ方式により、定められた一定期間内に全国、県内で分散実施されました。これはネットワーク環境を考慮したもので、平生中学校は、読むこと・書くこと・聞くことに関する調査を４月２１日に、話すことに関する調査を５月１日に実施し、機器のトラブル等もなく無事終了したとの報告を受けております。結果公表は７月下旬に行われる予定で、町教委としてはこの結果を踏まえ、各学校に対して必要な支援を行うなど、確かな学力の定着と向上に向けた取組を進めてまいります。

次に新しい学校づくり推進室についてです。

御案内のように、今年度、教育委員会に新しい学校づくり推進室を設置いたしました。めざす学校像が『つながり、笑顔、未来へ　みんなで育つ「ひらお」の学校』に決まり、今後計画的に準備委員会・部会を開催し熟議を重ね、よりよい学校づくりの推進に努めてまいります。今年度第１回目の準備委員会を６月２５日に開催することとしております。

続きまして、社会教育関連の行事について、御報告いたします。

まず、４月１９日に令和８年度スポーツ少年団大会が、団員と育成会及び指導者が一堂に会して平生町武道館で開催されました。当日は団員、指導者、育成会等、約１５０名の参加がありました。

規律正しく整列し、大きな声で堂々と返事をする団員の姿に頼もしさを感じ、心からエールを送りたくなりました。

最後に、４月２９日に開催されたひらおウオーキング大会についてです。

天候にも恵まれ、約８０名の参加を得て実施することができました。今年度は曽根地域交流センターから、佐賀の夫婦松を経由し、ハートランドひらお運動広場を目指す往復約６キロメートルのコースです。

運動広場では、長縄跳びや、フライングディスク、モルックといったニュースポーツ体験を実施しました。

参加された皆さんからは、「ニュースポーツが、とても面白かった。」や「家族で参加しまし

た。少し疲れましたが、楽しい時間を過ごせました。」などの感想をいただいています。終始参加者の笑顔があふれたよい時間となりました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

……

○議長（中村　武央君）　これをもって、行政報告を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６．発議第１号

○議長（中村　武央君）　日程第６、発議第１号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　発議第1号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」について、提案した理由を申し上げます。

この決議は、中国電力と関西電力が上関町に計画している使用済み核燃料の中間貯蔵施設について、すぐ隣の平生町の議会として、はっきりと反対の意思を示すものです。

令和５年８月、中国電力は上関町に対して、施設を建てられるかどうかを調べたいと申し入れました。上関町はわずか１６日後に調査の受入れを決め、昨年８月には建てられるという結果が示され、計画は具体的な段階に進もうとしています。住民への十分な説明も、周辺の市や町との相談もないまま、物事が動いてきたことをまず申し上げておきます。

この施設は中間貯蔵と呼ばれていますが、その前提が大きく揺らいでいます。

使用済み核燃料をもう一度処理して、プルトニウムやウランを取り出し、新しい燃料として再び使う仕組みを核燃料サイクルといいます。この仕組みがうまく動いて初めて、中間という言葉に意味が出てきます。しかし、その中心となる青森県六ヶ所村の再処理工場は、着工から３３年以上たった今も動いておらず、完成の目標はこれまでに２７回も延期されてきました。

先日の６月８日には規制委員会の審査会合でようやく計画説明が終わりましたが、認可・完成は依然として不透明なままです。

もう一方の柱だった高速増殖炉もんじゅは既に廃炉となり、解体が進んでいます。この２つの柱がともに機能していない以上、中間のはずの施設が事実上永久の貯蔵場になる危険性は非常に高いと言わざるを得ません。

これは日本だけでの話ではありません。かつて核燃料サイクルの先進国とされていたイギリスでさえ、今年の１月、長年取り組んできた使用済み燃料の再処理をやめると正式に発表し、プルトニウムをゴミとして固めて地中深くに埋める方針に切り替えました。

日本が描いている核燃料サイクルの将来が、いかに不確かなものか、それを示しています。

原子力規制委員会の前委員長も、保管容器の寿命が尽きたときに燃料を移す場所がないことへの深刻な懸念を、公の場で述べられています。

施設の安全性についても、大きな問題があります。容器に入れられた使用済み核燃料は、近づくだけで命に関わるほどの強い放射線を出しています。

その危険がなくなるまでには、１０万年以上もかかります。地震や災害、あるいはミサイルなどで容器が壊れた場合、また４０年から５０年の保管中に何か問題が起きた場合でも、あまりに強い放射線の前では、人間はもちろんロボットでさえ近づいて対応することができません。

万が一、燃料を別の容器に移し替えるとなれば、原子力発電所の中にある水を張ったプールで作業する必要がありますが、上関町にそのような設備はなく、危険を伴う運搬が新たな問題として加わります。

住民の方々の不安は、数字にはっきりと表れています。昨年、町民の有志の皆さんが自治会を通じて行ったアンケートでは、回答された２，１１７世帯のうち実に７５％が反対だと答えました。これは一部の人たちの声ではありません。この町で暮らしている住民の皆さんの、正直な気持ちです。

既に暮らしへの影響も出ています。この地域に引っ越しを考えていた方がこの計画を聞いてやめた、家を建てるのをやめた、子供や孫に「平生へ帰っておいで」と言えなくなった。そういった声を、私は実際に聞いています。

私たちは、福島第一原子力発電所の事故が残した現実から目をそらすことができません。事故から１５年がたった今も、ふるさとに帰ることのできない方々がいます。

家族が離れ離れになり、地域のつながりが壊れ、長年手入れしてきた田んぼや畑、そして家を手放さざるを得なかった方々の苦しみは、今も続いています。この重さを、私たちは決して忘れてはなりません。

山口県の村岡知事は、今年３月、中国電力が計画する使用済み核燃料中間貯蔵施設について、上関町の周辺４市町全ての理解が得られなければ建設に同意しないとはっきり述べられました。この言葉は、平生町議会が反対と声を上げることが、計画そのものを左右する大きな力を持つことを示しています。

この問題は、上関町だけの話ではありません。平生町を含む周辺の市や町、さらには瀬戸内海の周りで暮らす全ての人たちの命と財産、そして日々の生活に深く関わる、広い範囲まで関わる重大な問題です。その当事者である住民の声を無視したまま、計画を進めることは断じて認められません。

町民の方に選ばれた代表として、子供たちの未来を守り、住民の不安を取り除き、誰もが安心して暮らせる環境を次の世代に渡すこと。それが、私たちに与えられた責任です。党派や立場を

超えて住民の安心を最優先にするという議会の意志を、この決議で示すときが来ています。

子供たちに、そして未来の平生町に責任を持てる判断を議員の皆様にお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第７．承認第２号

日程第８．承認第３号

○議長（中村　武央君）　日程第７、承認第２号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、及び日程第８、承認第３号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件を、一括議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　それでは、承認第２号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について、承認第３号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」につきまして、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり４月１日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第２号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について御説明申し上げます。

このたびの地方税法等の改正は、物価高に対する生活者支援と地域社会の維持及び税負担の公平性の確保の観点から行われたものであります。

主な改正の内容につきましては、個人住民税では、給与所得控除の最低保証額と、ひとり親控除の控除額の引上げであります。

固定資産税では、新築住宅に係る特例措置を拡充した上で適用期限を５年延長するものであり、軽自動車税の環境性能割については、自動車ユーザーの取得時における負担軽減と税制の簡素化のため、令和８年３月３１日をもって廃止するものであります。

続きまして、承認第３号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について、御説明申し上げます。

主な改正の内容につきましては、令和８年度から子ども・子育て支援法の規定に基づき、全世代から医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を徴収することとなり、国民健康保険税につきましても課税額の内訳に子ども・子育て支援納付金分を新設することとなります。

これに伴い、子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額を設けるものです。

このほか、基礎課税額に係る課税限度額と低所得者の減額の対象となる所得基準について引上げを行うものでございます。

以上をもちまして、承認２件の議案につきましての提案理由説明を終わらさせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより提出議案に対する質疑に入ります。 承認第２号及び承認第３号について一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。 まず、承認第２号及び第３号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。承認第２号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、承認第２号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第３号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、承認第３号は原案のとおり承認されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第９．議案第２５号

日程第１０．議案第２６号

日程第１１．議案第２７号

日程第１２．議案第２８号

日程第１３．報告第２号

日程第１４．報告第３号

○議長（中村　武央君）　次に、日程第９、議案第２５号「令和８年度平生町一般会計補正予算」から、日程第１２、議案第２８号「物品の買入れについて」までの件を、一括議題といたします。町長から提案理由の説明、並びに日程第１３、報告第２号「令和７年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について」、及び日程第１４、報告第３号「令和７年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について」の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　ただいまは、承認２件につきまして、御承認を賜りまして、ありがとうございます。

続きまして、予算１件、条例１件、事件２件、報告２件につきまして、順を追って説明を申し上げます。

それでは、議案第２５号「令和８年度平生町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。このたびの補正は４７５万円を追加いたしまして、予算総額は７１億８，９７５万円となるものであります。

まず、１３ページの歳出から御説明いたします。

民生費の児童福祉総務費では、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い、病児・病後児保育事業の実施に要する経費を増額いたすものであります。

消防費の防災費では、京都府亀岡市で実施されます災害派遣トイレネットワーク訓練への、本町のトイレトラックの派遣に要する経費を計上いたすものであります。

１４ページの教育費、小学校費及び中学校費では、各校の屋内運動場における暑さ対策といたしまして、移動式冷房機器の借上げ及び設置に要する経費を計上いたすものであります。

続きまして、１１ページからの歳入について御説明いたします。

国庫支出金及び県支出金、諸収入につきましては、歳出事業の特定財源として計上いたすほか、一般財源所要額の不足分を財政基金から繰り入れるものであります。

続きまして、議案第２６号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地域再生法第１７条の６、地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、山口県から認定を受けた事業者が、首都圏から本町に移転する場合及び本町で本社機能を拡充する場合の固定資産税の不均一課税の適用について、従前の適用期限を２年延長するものであります。施行日につきましては、公布日といたします。

続いて、議案第２７号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。本議案は、令和７年度第８回平生町議会定例会、議案第５６号で議決いただきました工事請負契約を変更するた

め、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的であります工事名は、平生町体育館改修工事であります。契約の金額を８，２５０万円から、１５０万９，２００円増額して８，４００万９，２００円に変更するものであります。

増額の理由につきましては、内容精査によるものです。

なお、変更後の契約金額につきましては、令和８年第２回平生町議会定例会、議案第２号で議決をいただきました繰越明許費の範囲内で対応するものであります。

本件につきましては、令和８年５月２２日に施工事業者であります株式会社米谷技建と変更仮契約を取り交わしており、本議会の議決をいただいた後に本契約といたすものであります。

続きまして、議案第２８号「物品の買入れについて」御説明申し上げます。

本物品は、国が推進するＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、令和２年度までに整備した小中学校の児童生徒及び教職員が使用する学習用端末について、整備から６年以上が経過し、不具合や故障の増加等が見込まれることから、このたび端末の更新としてクロームブックの購入を予定しているものでございます。

本件につきましては、山口県教育ＩＣＴ推進協議会による共同調達公募型プロポーザル方式により、山口県及び１９市町が共同調達参加団体となり、ＧＩＧＡスクール用端末共同調達審査部会において審査された結果、株式会社大塚商会広島支店が共同調達の契約候補者として選定され、本町と端末６９２台分の３，８０６万円で仮契約を締結したところでございます。

本物品の予定価格が、７００万円以上の動産でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本件につきましては、５月２２日に仮契約を締結しておりますことから、このたび議決をいただけましたら本契約とし、その後購入をさせていただくこととなるものであります。

続きまして、報告第２号及び報告第３号を一括して御説明申し上げます。

報告第２号は、令和７年度平生町一般会計予算におきまして、議会の議決をいただきました１１事業に係る繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越計算書により繰越額を御報告申し上げるものであります。

次に、報告第３号は、令和７年度下水道事業会計の建設改良費のうち、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき翌年度に繰越しした事業につきまして、同法施行令第１９条の規定により、繰越計算書により繰越額を御報告申し上げるものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案４件の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１５．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村　武央君）　日程第１５、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（８番　河藤　泰明君）　それでは質問させていただきます。「ぬくもりのある平生町の今とこれから」についてお尋ねいたします。

浅本町長、早いもので２期目の任期もあと半年となりました。まさに国難とも言える中ではありますが、多くのことに取り組まれ、町民の幸せのために尽力をされてきました。様々な面で厳しい状況ではありますが、町長は議会に対して、いつも笑顔で説明してこられました。

私は、その説明の先に町民の笑顔を思い浮かべながら聞いていました。残念ながら、その幾つかは様々な理由で実現しませんでしたが、事実として多くのことを実現してこられました。私が「この数々の実績を町民にもっと話したほうがいいですよ」と言うと、浅本町長は、いつも「いいんだよ。町民が幸せならそれでいいんだよ」と笑顔で言われます。が、今日はお話ししていただきたいと思います。今日までの総括と残り半年への思い、そして、その先への決意をお答えください。お願いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　これまで、２期目の総括と、これからについてお答えをいたします。

２期目に当たりましては、「みんなが健やかに暮らせるまちづくり」、「みんながいきいきできるまちづくり」、「みんなが満足できるまちづくり」、「みんながつながるまちづくり」の四本柱を公約に掲げ、取り組んでいくこととしておりました。その中で力を入れましたのが、１点目は地域防災力の強化であります。

近年の異常気象に伴う大雨や台風、また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応能力を高めるため、支援物資の受入れや、応急復旧活動の拠点となる場所の確保をすることを目的に、平生町防災公園等整備に着手いたしました。

検討する中で、平常時はレクリエーションや憩いの場所として、将来を支える若者世代を惹きつける公園とし、防災拠点として活用でき、魅力と安全安心につながる公園づくりを目的として、令和６年１２月には基本構想、令和７年３月には基本計画を策定し、基本設計を行ったところであります。

現在は実施設計段階でありまして、本年１０月には工事を開始し、令和１１年３月に完成予定であり、防災力の強化が図られるものと考えております。

２点目は、モビリティトイレの導入でございます。

令和６年１月に発生した能登半島地震では、被災地の一日も早い復旧・復興を願い、救援物資や義援金の提供のほか、応援職員を派遣するなどの支援を行ってまいりましたが、被災地ではトイレ問題が深刻化し、発生後、水や食料より早く必要になるのはトイレだと認識をいたしました。

そのため、被災者にとって安心できる快適なトイレ環境を整備するため、令和６年１２月にプライバシーが確保された清潔で安心して使用できるトイレトラックの導入を決めました。

導入に当たっては、緊急防災・減災事業債を活用し、導入費用の７割は普通地方交付税で措置され、残りの３割は、ふるさと納税型クラウドファンディングにより、トイレトラックの必要性に共感いただいた全国各地の多くの皆様と役場窓口での寄附を合わせ、期間中に目標額８００万円を大幅に上回る９９８万８，０００円という御寄附をいただくことができました。

令和７年７月の納車後は、災害派遣トイレネットワークに全国で３４番目に加入し、加盟自治体で相互に助け合う共助の輪に加わりました。現在では４８自治体が加盟し、さらに１９自治体、少なくとも合計で６７台までの加盟が計画されております。

今後は、国内で大規模な災害が発生した場合に、被災自治体からの要請により、平生町からも派遣することになります。即応体制を維持しつつ、大星山サイクルフェスタや、産業まつり等での使用を通じ認知度を高め、防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

３点目は、こども福祉医療費助成事業であります。

小学１年生から中学生までを対象に、保険適用医療費の自己負担分を助成してまいりましたが、令和５年度からは対象を１８歳、高校生年代まで、所得制限を設けず拡充をいたしました。このことにより零歳から１８歳までの全ての子供の医療費を無償化し、安心して子育てができる環境を整えたところでございます。

４点目は、第２子以降の保育料無償化でございます。

令和６年９月から保育所等を利用する第２子以降の３歳未満児の保育料を、所得制限を設けず無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んだところであります。

５点目は、イタリアーノひらおシティプロモーション事業でございます。

この事業は、住民の町への愛着度を高め、町の魅力を向上させ、その魅力を町内外に広く周知し、関係人口を創出していくことを目的として、令和５年度から実施いたしました。メルカートの開催や、平生町のＰＲ動画の作成など実施したところであります。

メルカートにつきましては、住民が主体的に運営していく一般社団法人の設立、自走型支援を行い、現在では、その団体により定期的に町内でメルカートが開催をされております。

また、アート活動による地域活性化を図るアートプロジェクトとして、広島市立大学の学生が町内で作品を制作・発表し、アートを通じた交流の場を創出したところであります。

６点目は、オリーブ果実の実用化でございます。

令和４年度からオリーブの果実を活用し、住民の搾油体験を実施してまいりました。

令和５年度には田布施農工高等学校の協力を得て、オリーブオイルの加工品開発のコンクールを行い、特産品開発への取組を行いました。

令和６年度には、収穫されたオリーブを使い、オリーブオイルの試作品１１７本を作り、町内飲食店や県内ホテルに配付し、平生町産のオリーブのＰＲを行いました。

令和７年度には、町内のオリーブ生産を推進するため、町産オリーブの栽培管理を行うことに併せて、収穫や搾油等の体験を通じて、住民等へのオリーブ産地の周知に取り組んでまいりました。また、収穫したオリーブを使ったオリーブオイル、さっぱりバジルオイルを特産品として平生町観光協会が発売するに当たり、販売経費の補助もさせていただいております。

令和８年度からは、阿多田公園及び名切オリーブファームの効果的・効率的運営のため、指定管理者による運営を行っているところでございます。

２期目において、住民の皆さんからいろいろな御意見をいただきながら、これまで多くの事業を行い、住民の皆さんの福祉の向上に努めるとともに、イタリアーノひらおをテーマとした平生町のＰＲにより、本町の認知度の向上など、全力で取り組んでまいりました。

これから先でございますけど、今申し上げたとおり、まだまだ喫緊の課題はたくさん残っております。喫緊には少子高齢化問題、また、人口減少問題、ＤＸの問題等、これらもやっていかなければなりませんが、喫緊としては、やはり、私が町長になって一番初めに取り組んだ国道１８８号線柳井・平生バイパス、これがまだ着工しておりません。これをいかに着工させるかが、これからだと思っておりますので、国や県に働きかけなければいけないなと思っておりますし、また、熊毛南高等学校、これもあと２年でなくなりますけど、その跡地利用をどのようにするのかのこともございます。

また、向井病院の跡地をどう整備していくのかということも進めてまいらないといけないと思っております。

したがいまして、私も町長選にはまた立候補させていただきまして、３期目を目指して頑張っていこうと思います。皆様のお力添えをいただきながら一生懸命、まだまだもう１期は汗をかきながら頑張ってやっていきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力・御支持をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　河藤泰明議員。

○議員（８番　河藤　泰明君）　普段はあまり話されないこと、今回お願いを聞いていただいて、たくさんお答えいただき、ありがとうございます。あと、この先の決意も聞かさせていただきました。

そこで１点、少なくない町民の方から、度々、再々尋ねられることが１個ありまして、それは町長の体調面についてです。その細身な体と控え目な姿がそのように見えるのではないかなとは思っています。実際に私が感じているのは、今の浅本町長、ここ数年で最もエネルギッシュで活発に活動されていると思っています。

実際にはいかがでしょうか。心配されている方々に、町長のお言葉で体調面についてもお話しいただければなと思います。

以上です。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　御質問いただきました体調ですけど、昨年４月に病気をいたしまして、１週間ほど入院をさせていただきました。

それから１年以上たちましたが、先日病院に行きまして、１年点検ではないですけど、１年後の点検をいたしましたところ、先生がおっしゃるには全て数字はいいと。血液検査もやったんですが、これも全ていい状態ですということをいただきましたので、今はとても気分よく公務に就いているところでございます。

これから先、また町長選に出るということなので、いろいろ大変だと思いますけど、町民が幸せになることが私の生きがいです。生きがいになっていますので、一生懸命頑張って、いかに平生町をよくするかということに邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

……

○議長（中村　武央君）　ここで休憩をいたします。再開を１０時１０分、１０時１０分といたします。

午前９時５７分休憩

……

午前１０時１０分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　おはようございます。通告に従って質問いたします。

町民の方からの「平生町の水道料金が高い。どうにかなりませんか」、その声に応えるために、

水道の高料金対策についてお伺いします。

山口県の生活衛生課は毎年度、山口県の水道の現況、これは山口県内における水道事業の概況をまとめたもので、市・町の上水道の料金を公表しています。

平生町は、水道を２０立方メートル使うと５，１３０円支払います。柳井市の料金５，１３７円に次いで２番目に高い料金となっています。田布施町と周防大島町を含めた柳井広域の平均料金は５，０２９円で、それ以外の市・町は２，６５７円で約１．９倍と高いのが現実です。

こうした中、平生町は、水道料金の抑制を図るために、水道料金低減対策事業を実施してきており、今年度も柳井地域広域水道企業団に対する補助金として６，９４２万８，０００円を予算計上しています。町執行部の取組に改めて感謝申し上げます。

一方、山口県も柳井地域の料金の上昇抑制を通じて、県内の料金格差の拡大を抑えるため、水道料金安定化対策事業を実施しており、今年度は平生町に対する補助金として３１３万６，０００円を予算計上しています。しかし、この額は平生町が広域水道企業団に補助する額の僅か４．５％にしかすぎません。

この県補助金は平成１４年度に創設されたものであり、創設時、平生町への補助金額は１，８３０万円ありました。その後１０年間も１，０００万円を超える額の補助があり、町の水道料金低減対策補助金の２０％以上に相当する規模でしたが、次第に減額されて現在に至っています。

県補助金の実効性が低下してきており、その分、町の負担が増加しています。こうした事情は、柳井広域のほかの市・町も共通しています。この際、柳井広域の市・町が共同して県に対して補助金の増額を要望すべきと考えるが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　県補助金の増額の要望はできないかとの御質問につきまして御説明いたします。

柳井地域につきましては、水道水源に恵まれておらず、大規模な干ばつにより断水等が発生したこともあるため、昭和５７年当時の１市９町、現在では２市４町となりますが、これらの関係市・町で柳井地域広域水道企業団を立ち上げ、広島県境の弥栄ダムを水源として、平成１３年度から柳井地域広域水道企業団により受水をいたしております。

このことにより水不足は解消されておりますが、弥栄ダムからの遠距離導水施設などに多額の事業費を要し、受水費が高額となったため、水道料金が高額となる大きな要因となっているところでございます。

こうした本地域の特殊事情に配慮をされ、山口県から弥栄ダムの建設負担金への支援、遠距離導水建設に対する財政支援、高料金対策の補助金制度の創設など、長年にわたり、また、多岐に

わたり御支援をいただいているところでございます。

令和５年度からは、水道料金安定化対策費補助制度により、水道料金が著しく高い本地域の水道事業に対し、県の予算の範囲内で補助金を交付していただいておりまして、令和８年度につきましては、本地域で約３，６００万円の交付が予定されておりまして、そのうち本町には３１３万6，０００円が交付される予定となっております。

この水道料金安定化対策費事業補助金は、高料金対策として一定の効果があるものと考えておりますが、さらなる柳井地域の水道事業の経営改善のため、令和７年４月１日には柳井地域の全ての水道事業の経営統合を行っております。県からは、本地域の水道事業推進のため、職員の派遣も賜り、人的・技術的な御支援もいただいているところでございます。

本地域の水道事業は、高額な受水費もさることながら、人口減少による給水収益の減少や、施設や管路の老朽化に伴う更新や耐震化などの課題もあり、経営環境はますます厳しくなっていくと予想しております。

今後もこの地域の水道事業を継続していくためには、企業団及び山口県、関係市・町との連携は非常に重要と認識をいたしております。

令和８年度の県予算等に対する要望事項にも１市４町が連携し、柳井地域広域水道企業団への引き続きの職員の派遣、柳井地域広域水道事業に係る安定化についての要望をさせていただいております。いずれにいたしましても、今後も関係市・町が連携をし、県にも要望を行い、水道事業の経営の安定化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再質問いたします。

質問した県補助金の水道料金安定化対策事業補助金は、平生町の一般会計に歳入されます。それを含めて、町の補助金である水道料金低減対策事業補助金が広域水道企業団に歳出されています。平生町の一般会計における歳入歳出であるから、広域水道企業団の問題ではなく、平生町が対処すべき問題と思うが、再度お伺いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えいたします。

柳井地域水道企業団ができたときの経緯もありまして、各市・町は負担をするということは決まっておりまして、今まで、例えば平生町は田布施と平生でやっていたときも、平生から予算で一般会計からの繰り出しをしておりました。

したがいまして、金額はもちろん市・町によって違いますけど、たくさん出されている町もあります。どこも大変な上に、町の財政状況によりまして、どれだけ負担できるかというのを考慮

して負担をしているわけですけど、先ほども言いましたとおり、やはり県に要望を１市４町でやっております。

各市・町からも県に対して高額な水道料金、県内でも一番高い地域でございまして、それは県もよく認識はしていただいていると思います。

したがって、これをどうにか、県の中であまり格差があってはいけないということは言われておりますので、それも含めて、１市４町で連携しながら県のほうに要望活動を強力にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　１市４町で連携して要望をしていくというお答えをいただきました。

私の手元に、多分、当時の確認書の写しがあるんですけど、ここにあるように、先ほど町長がおっしゃった昭和５７年１２月に、この協議会の会場と、それから副知事が確認書を交わしていて、県としても、全県的に見て柳井地域のみが特別高い水とならないよう配慮すると約束されているのがこの確認書です。（確認書の写しを示す）

今、この確認書の精神に立ち返って、県に対して補助金の抜本的な増額を要望していくというふうに答弁いただきましたので、しっかりお願いしたいと思います。

２問目の質問に移ります。

農業振興と地産地消についてです。大きく３点お伺いいたします。

本件については、私が既に質問し、いずれも町は「検討する」と答弁いただいております。今回は、その進捗を問う追及質問となります。

令和６年９月議会では、地域おこし協力隊の農業の担い手としての活用及びひらお特産品センターの野菜・米を学校給食食材として納品する際の補助について質問。町からの答弁は、「農業従事者の平均年齢は７５．１歳」、「協力隊はオリーブ栽培・特産品開発で現在２名。どういう人材が必要か募集の方法を含め検討したい」、「学校給食食材への補助金はできるかどうか調査検討する」とありました。

令和６年の１２月議会では、田布施町への学校給食センター共同調理委託時の食材供給及びオーガニック給食マップの登録について質問しました。町からは、「約１，７００食分を１か月分供給できることが条件」、「マップ登録は給食施設の在り方と併せて検討する」、「先進自治体に比肩する体制になっていない」、「機運が盛り上がり協力体制が得られたら登録の提案ができる」と答弁をいただきました。

１問目、田布施町学校給食センターでの共同調理移行による地産地消への影響についてお伺い

します。

平生中学校・平生小学校の学校給食室の老朽化を契機に、令和７年９月２学期から田布施町学校給食センターとの共同調理に移行しました。調理員の地元優先雇用や、安定した給食提供の体制の確保など、評価できる点も多いと感じています。

一方で、共同調理化により約１，７００食分の食材を一括で調達する必要が生じ、これまで平生町学校給食へ食材供給を担ってきた平生町特産品センターなどが、従来どおりの納品対応を継続することが困難となったと聞いています。その結果、ひらお特産品センターの売上げ減少や、地元農業者の出荷機会減少につながっている可能性がある。

そもそも私が令和６年１２月議会で食材供給について質問させていただいた際、町からは「約１，７００食分を１か月分供給できることが条件」と答弁されており、共同調理移行前から地元供給の継続が困難であることを町は認識されていたはずです。その認識がありながら、ひらお特産品センターや地元農業者への影響緩和策をどう講じられたのか問われます。そこで伺います。

１つ目、現在、ひらお特産品センターの売上げに、どの程度の影響が生じていると把握されていますか。

２つ目、共同調理移行前後で、学校給食における地場産の食材使用割合はどのように変化していますか。

３つ目、今後の地産地消の維持、さらなる普及に向けて、どのような対応を検討されていますか。

大きい質問の２つ目、平生町産イタリア野菜の活用と広域的な食育連携について。

田布施町の学校給食センターでの共同調理となったことで、平生町と田布施町の子供たちが同じ給食を食べる環境が生まれています。給食を通じた地域文化の共有も始まっており、これは共同調理の大きな価値であると考えています。

平生町は、イタリア野菜という特色ある地域資源を持っています。これを学校給食へ積極的に活用し、まずは隣町の子供たちに食べてもらうことで、平生町の魅力発信や食育、さらには将来的な移住・定住促進にもつなげることができるのではないか。また、全国の自治体によるオーガニック給食の取組を可視化するオーガニック給食マップには、実現に向けて取組中の自治体も登録可能となっています。

子育て世代にとって学校給食や食育への姿勢は、どこで子育てをするか、どこに暮らすかという居住地選択の重要な判断材料にもなっています。そこで伺います。

１、田布施町との共同調理を生かし、平生町産イタリア野菜を、両町の学校給食食材として積極的に活用していく考えがありますか。

２つ目、オーガニック給食マップへの登録について、教育委員会だけでなく、移住・定住施策

や、農業振興とも連携した町全体の取組として検討すべきと考えるが、いかがでしょうか。

大きい質問の３つ目、農業振興と就農支援。

高齢化や就農者の減少に伴い、地元農業者からの特産品センターへの供給も減ってきています。しかし一方で、学校給食への納品で経営を成り立たせている事例も存在します。

全国では、新規就農者の約６割を５０歳以上が占めています。一方、国の新規就農者育成総合対策のうち、就農直後の生活費を支える経営開始資金、年間最大１５０万円の交付対象は、原則４９歳以下に限られており、５０歳以上の中高年就農者には、就農後の生活費を支える国費の仕組みが事実上存在しません。

新規就農者は、２０１５年の約6万5，０００人から、２０２３年には約4万3，５００人へと２万人以上減少しており、担い手確保は待ったなしの状況です。経験豊富な中高年は、本町農業にとって貴重な戦力となると考えられます。

地域おこし協力隊の報償費、令和６年度より年間最大３２０万円、これには年齢制限がありません。すなわち、中高年が就農を目指す場合、任期中、最長３年の生活費を国費で支える唯一の現実的な手段が地域おこし協力隊制度です。さらに、任期終了後の設備投資などについても、産地生産基盤パワーアップ事業や、農地利用効率化等支援交付金など、年齢制限のない制度が存在します。

これらは、認定農業者、認定新規就農者の認定を受けることで対象が広がります。総務省、農林水産省も、就農希望者が地域おこし協力隊員として活動を得ながら研修を受け、任期後に独立就農するモデルを公式に推奨しています。

長野県飯綱町では、地域おこし協力隊が、学校給食向け地場野菜の供給調整や農家育成を、学校給食コーディネーターという立場で担っています。本町においても、イタリア野菜という特色品目に特化し、学校給食、特産品センターを就農後に引き継げる安定販路として確保した上で協力隊を募集すれば、単なる人手不足対策ではなく、産地づくりと担い手確保を一体で進めることができると考えます。そこで伺います。

１つ目、国の就農支援制度について、平生町としてどのように活用を進めていく考えですか。

２つ目、地域おこし協力隊について、学校給食コーディネーターとして配置し、農業振興やイタリア野菜の生産拡大に特化した募集、活用を検討するべきと考えるが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、学校給食の共同調理化に伴うひらお特産品センターへの影響について御説明いたします。

田布施町学校給食センターへの移行に伴う影響額は、令和６年度決算額で、平生小中学校への

農産物の納品額が１０６万２，０００円、農産物売上げ全体の約２．３％でありましたので、この程度の収入の影響があると把握をしております。この背景には、出荷者の多くが小規模生産者であり、約１，７００食という大量一括納入への対応が難しいという課題がございます。

現在、ひらお特産品センターにおきましては、こうした給食関連の課題に加え、持続可能な施設運営に向けた経営基盤の強化が求められている状況でございます。今後のひらお特産品センターの売上げ回復と地産地消の推進には、地産・地消両面からのアプローチが必要です。

地産においては、生産者の高齢化や減少が進む中、いかに組合員を確保し生産量を拡大していくかが課題です。一方の地消においては、給食や食育での活用、地域に向けた地元食材の情報発信はもちろんのこと、ひらお特産品センター自身による店内陳列の工夫や、イベント等を通じた積極的なアピールも求められます。

今後、出荷量の拡大とひらお特産品センターの機能強化に向け、関係者と互いに知恵を出し合いながら有効な支援策を検討してまいります。

次に、本町産イタリア野菜の給食への活用と、広域的な食育連携についてでございます。

ひらお特産品センターを中心としたイタリア野菜の振興は、少しずつ浸透しておりますが、現状は生産量が限定的であり、学校給食センターへの継続的かつ安定的な出荷は難しい状況です。実際、実現に向けては、学校給食センターのニーズに合わせた計画的な作付や、生産者間の連携強化が必要であり、今後の重要な課題であると認識をいたしております。

また、オーガニック給食マップの登録につきましては、特産品センターの「三ツ星野菜ブランド制度」の取組であれば、条件を満たすものと推測いたします。

議員御提案の環境保全型農業をキーワードとした移住促進という視点も含め、学校給食センターの登録につきましては、貴重な提案として受け止めさせていただきます。

続いて、農業振興と就農支援についてでございます。

国の新規就農支援制度は、５０歳未満が対象とされておりますが、本町では、県と連携し５０歳以上の方への支援も行っており、既に活用の実績もございます。引き続きこういった制度を活用し、意欲ある中高年層の定着に向けた伴走支援を努めてまいります。

最後に、御提案いただきました長野県飯綱町の給食コーディネーターの事例は、大変参考になるものと受け止めております。本町におきましても、イタリア野菜の生産拡大や地場産業供給体制の構築に向け、地域おこし協力隊を活用することは有効な手段の一つであると考えております。

一方で、本町の給食は田布施町との共同であり、生産者も近隣市・町をまたいで調整しようとすると、その業務は広域的で複雑なものになります。また、協力隊を募集するからには、３年後の定住を見据えた選択肢をあらかじめ用意しておく責任もございます。

こうした受入体制の整備には難しい面もございますが、誰かが大量受注のコーディネーター的

役割を担う仕組みづくりについては、関係機関や近隣市・町の意見も伺いながら、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中本教育長。

○教育長（中本　　稔君）　続いて、学校給食の視点で教育委員会からお答えいたします。

最初に、学校給食センター共同調理移行による地産地消への影響として、共同調理移行前後で学校給食における地場産食材使用割合の変化についてお答えいたします。

学校給食は、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康維持を図り、健全な食生活を営むことで判断力を培い、望ましい食習慣を養うことを目的としております。

学校給食施設が老朽化した平生中学校と平生小学校の給食の調理・配送業務を、令和７年９月から田布施町に委託して、もうすぐ１年が経過しようとしており、安全で安心な給食を安定的に提供できる体制を今後も維持してまいります。

令和５年度・６年度、また、平生中学校・平生小学校の業務委託後である令和７年度におきましても、地場産食材の使用割合は８０％前後であり、県の目標値である７０％を上回り、高水準で推移しております。

次に、今後、地産地消の維持や、さらなる普及に向けて、学校給食の視点からお答えいたします。

学校給食は、自然に対する恩恵の理解を深め、生命・自然を尊重する精神や、環境の保全に寄与する態度、伝統的な地域の食文化や食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶ生きた教材であると考えております。

また、地元産品への愛着、地域の自然・文化・産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む上でも重要なことであると考えております。

さらに、生産者と消費者の距離が近く、郷土愛を育み、地域の食文化の継承や、安全な食を通して、児童生徒の生涯にわたり、心豊かで健康な生活の基礎を培うことが、地産地消の目的につながると考えており、引き続き地産地消と食育の観点から積極的に取組を推進してまいります。

次に、田布施町との共同調理を生かし、平生町産イタリア野菜を、両町の学校給食食材として積極的に活用していく考えはあるかとの質問にお答えいたします。

平生町では、イタリアーノひらおを合言葉に、まちづくりを進めております。

佐賀小学校では、カリフラワーの新しい品種であるカリフローレの栽培を全校で行っております。子供たちからも、自分で植えて育てて収穫したことがとてもよかったと声が上がり、学校給食にカリフローレを使用した献立が提供されています。甘くて食べやすいとの感想が届いているほか、全校児童で一緒に育ったイタリア野菜が地域の人にも配られるなど、地域で周知されてお

ります。

また、田布施町学校給食センターでは、地元の特産品を食材として活用し、生産から流通、消費などの一端を感じ取れる機会を提供しております。

平生町産イタリア野菜を、田布施町学校給食センターにおいて学校給食として活用するためにも、学校給食の持続可能な食材として提供できる体制づくりを引き続き行うなど、今後も田布施町学校給食センターと連携を密にして取組を進めてまいります。

次に、オーガニック給食マップへの登録について、教育委員会だけでなく、移住・定住施策や農業振興とも連携した町全体の取組として検討すべきと考えるが、いかがかとの質問に、教育委員会の立場からお答えいたします。

オーガニック給食の実現、また、マップへの登録に向けた取組として、生産者、保護者、教育関係者、地域住民全体の理解と協力が不可欠であると考えております。

関係者の皆さんの参加・協働の下、地域の食文化や産業への理解を深め、生産者のやりがい、働きがい等につながり、地域への誇りを持って、安定的な供給、価格、持続可能性の高い農業振興に向けて、関係課と連携しながら、地域において理解や機運の醸成を図っていきたいと考えております。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再質問いたします。

田布施町との共同調理を生かし、平生町産イタリア野菜を両町の学校給食食材として活用を検討する。ただ、現実的にそのニーズの把握が難しい面もあるという答弁を頂きました。

次年度、令和９年度の給食食材選定において、候補として協議するお考えがあるか伺います。

田布施町の学校給食センターで献立を立てられている管理栄養士の方に、こういう食材があるということを紹介して、こういう量が供給できるかどうかは産地の人に聞く、そういう調整をすれば可能ではないかというふうに私が思うんですが、協議するお考えがあるかお尋ねします。

そして、オーガニック給食マップは、実現に向けて取組中の段階でも登録が可能です。教育委員会だけでなく、移住・定住施策や農業振興とも連携した町全体の取組として、登録の可否をいつまでに庁内で結論を出すか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

そして、学校給食、ひらお特産品センターへの地場産供給体制の再構築を目的として、学校給食コーディネーターとしての協力隊募集を、次年度の採用枠として検討されるかどうか。先ほどは、研究していくとおっしゃいましたが、町長のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えになっているかどうか分かりませんけど、ちょっと、聞いていたんですが、よく質問の趣旨が分かりませんでしたので、私の知り得る範囲でお答えさせていただ

きます。

まず、田布施町の学校給食センターへの食材ですけども、やはり向こうとの、基本的に学校給食、今、田布施町に委託しているんですね。ということは、田布施町が主体的に全てのことをやっているんです。したがって、私どもが言えるということは、こういうことをしてほしいとかは言えるけど、こうせいとは言えないんです。

ですので、こういう食材があるということは、ちゃんと学校給食センターのほうにはお知らせをしていきたいと思っております。

あと、コーディネーターですね。コーディネーターも、地域おこし協力隊でするのがいいのかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

皆さん、地域おこし協力隊といえば、応募すれば誰かすぐ来るぐらいに思われているんですが、本当は違うんですよ。うちだって、オリーブという名があるから、よそと違うから、ここっていうふうに言うんだけど、農業分野は結構多いですよ、全国に。ですから、その中でどこが一番いいかというのも自分で決めれるわけですから、平生町がいくら公募したら来るっていう保証も何もない。

だから、いつになるか分からないという状況なので、さっき言ったように、地域おこし協力隊でやるのか、それとも、そういう人を委託か何かで雇うのか、そういうことも含めて、ちょっと検討をしてまいりたい。

コーディネーターについての仕事の中身についても、ちゃんと明確にしておかないと、募集するにしても難しいので、その辺をいかに、よそと違うかと、全国で比べて、行ってみたいなというような気持ちになれるような募集ができればいいのかなと思っておりますので、それらも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　暫時休憩します。

午前１０時４７分休憩

……

午前１０時４９分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

ここで休憩を行います。再開を１１時５分、１１時５分といたします。

午前１０時４９分休憩

……

午前１１時０５分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えします。

オーガニック給食マップの登録の件につきましては、まず、オーガニック給食が実現できるのかというものが問題でありまして、オーガニック栽培農産物による年間を通じた必要量の提供がちゃんとできるのか。

また、慣行野菜に比べまして価格設定が高くなる野菜を使用しては、保護者負担となる給食費に影響を及ぼすことはないか、この２点が特に重要な課題であるというふうに思っておりますので、これらをどのようにして解決していくかというのを、まず自分たちで検証して、それができた暁にはマップのほうに登録をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　オーガニック給食マップについての掲載の条件を確認します。オーガニック給食マップの推進は、完全に有機化するだけでなく、できる食材から日々の献立に取り入れる形でも掲載条件を満たしています。実現した実績だけでなく、実現に向けて動いていることも掲載可能です。

今、町長が述べられたように、実現できるのかということで協議いただく、それを検証していくというふうにお言葉をいただきましたので、そこは期待を込めて待っていようと思います。

また、平生町内では、野菜やお米・魚などの自給率を高めていくためにも、学校給食コーディネーターというのは必要だと思っています。今、少し離れた距離にはあるんですが、田布施町学校給食センターで献立を考えている栄養士の方に伺うと、コロナの前にはそういうふうに調整をしていただく方がいらっしゃったそうです。でも、御高齢で仕事ができない、続けれないということで離れられた。

栄養士さんは、こういうコーディネーターの方が農家さんと、例えば平生の特産品センター、田布施の交流館、そして農家の方とつないでくださったら、いつどんな野菜が自分たちは使いたい、こっちはいつどんな野菜がたくさん取れている、そういう連絡がスムーズにいくと、作る人も安心して作れます。

そして、使う人も安心して使えるので、今、町長がおっしゃったみたいに、地域おこし協力隊は募集すれば誰でも来るというわけではないとおっしゃったのは、そうかもしれないんですけど、私からすると、照会してみないと来てくれるかどうか分からないんじゃないかと思います。

実務として、その管理栄養士の方は、そういう地域の潤滑油になるような方が配置されると、とてもありがたいというふうに言われていました。

今、田布施町に委託という形ではあるんですが、田布施町も平生町もオーガニック給食マップ

には登録できる、そういう要件を私は整えてあると思っていますので、ぜひ前向きに、できるだけ早く検討するよう要望して、この質問は終わりにしたいと思います。

通告に基づき３問目の質問をいたします。

上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画についてです。

この問題は、上関町だけの問題ではなく、隣接する本町にとっても住民の安全安心、漁業・農業、移住・定住施策、そして、将来のまちづくりに深く関わる重大な問題です。３月議会でも質問させていただきましたが、その後の状況を確認するとともに、町長の姿勢について改めてお伺いいたします。

１点目、１市３町の首長会議について。

３月議会以降、柳井、田布施町、周防大島町との１市３町の首長会議は開催されましたか。開催されたのであれば、その協議内容をお聞かせください。

２点目、国の資源エネルギー庁への訪問について。

具体的な予定はいつ頃をお考えですか。３月議会以降、検討はどのように進んでいるのかお示しください。

３点目、事業計画を待つ理由について。

町長は、事業者である中国電力が示す予定の事業計画を待つという姿勢を取っておられます。その理由を改めてお聞きします。

事業計画とは、言わばどこにどのような施設をどの規模で建てるのか、その費用の概算を示すものであり、その提示後は建設工事に向けた具体的な手続が進むものと理解しています。それをただ待つだけでよいのか、住民からも疑問の声が届いています。事業計画を待つ理由をお聞かせください。

４点目、シンポジウム開催と住民不安への対応について。

前回３月議会で御提案しました推進・慎重、それぞれの立場の方が意見を交わすシンポジウムの開催について、その後の検討状況をお聞かせください。また、住民の不安が高まる中、現時点で町として行っている住民対応の状況はどうなっていますか。

以上、４点について町長の御答弁お願いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　原議員から、上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について、４点御質問をいただきました。

まず、１つ目の御質問である１市３町の首長会議についてでございます。

この中間貯蔵施設に係る対応として、以前からお伝えしていますとおり、柳井地区広域圏の柳井市・周防大島町・田布施町・平生町の１市３町が連携し、首長会議を開催し、情報共有や対応

方針等について協議を行ってきているところでございます。

前回の３月の定例会において申し上げたとおり、こちらから首長会議の開催を要請したところでございますが、３月定例会以降において同会議の開催には至りませんでした。

また、首長会議の今後の開催予定については、現段階では具体的な日程は決まっておりませんが、計画の動きや、国や事業者の対応状況を踏まえながら引き続き開催するよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、２つ目の御質問である資源エネルギー庁への訪問についてお答えいたします。

先ほど申し上げました首長会議において、資源エネルギー庁への訪問のタイミングについて協議したいと考えていたところでありますが、開催に至らず、訪問に係る協議も行われておりません。

資源エネルギー庁への訪問の予定については、具体的なスケジュールがあるわけではございませんが、私としては、中間貯蔵施設の事業計画が示された後の適切な時期になるのではないかと考えております。

次に、３つ目の御質問である今後、事業者が示す予定の事業計画を待つ理由についてお答えをいたします。

現在、中国電力により、中間貯蔵施設の立地可能性調査は報告されておりますが、施設の具体的な事業計画については示されていない状況です。

資源エネルギー庁に訪問する際、施設の位置・規模・リサイクル燃料の搬入・安全対策などを踏まえて話をすることが大切だと認識しているところであります。事業計画が示されないと、これらは判明しないことから、先ほどお話したとおり、資源エネルギー庁への訪問については、事業計画が示された後の適切な時期になるのではないかと考えているところでございます。

次に、４つ目の御質問であるシンポジウムなどの開催を含めた住民不安への対応状況についてお答えします。

３月の定例会におきまして、原議員から住民の不安への対応としてシンポジウムの開催について御質問いただいたところであります。

私からは、中間貯蔵施設の建設につきまして、町民の皆様の不安や懸念に対応していくことは重要であると認識しているところから、住民説明会や賛成・反対の立場の方を呼んだシンポジウム等の開催方法や内容につきまして、１市３町の首長会議において協議を行い、その場で私からシンポジウム関係の提案を行いたいと回答をさせていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、３月の定例会以降、首長会議は開催されておりませんので、シンポジウムの開催についても提案できていない状況でございます。今後も町民の皆様の不安や懸念に寄り添いながら、適切な時期に適切な形で情報提供や説明の機会を確保できるよう取り組ん

でまいります。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再質問いたします。

ただいまの首長会議のことについて、開催されていないとのことでした。３か月が前回の議会から経過しています。この問題が急速に進展している中で、なぜ進まないのか、具体的な障害があるとしたら、それは何でしょうか、教えてください。

それから、資源エネルギー庁への訪問について、先ほどは事業計画が出てからというふうにおっしゃっていましたが、住民の不安や疑問を直接国に届けることは、自治体の長として重要な役割なので、この事業計画が出る前にも町民の不安の声というのは届けるべきと私、前の一般質問でもお伝えしました。

具体的なスケジュールなど教えていただきたいんですが、それは、これからある町長選の前になるんでしょうか、後になるんでしょうか。

それから、再質問３点目、事業計画を待つ理由について。

計画を見てから判断するということでしたが、この計画は設計図のようなものなので、それが示された後の手続は通常、そういうふうに建設工事に向けたプロセスに進んでいくと思います。事業計画が示されるまでの間、町として独自に情報収集したり、専門家の意見を聞いたり、住民の声をまとめたりするお考えは持っていらっしゃいますか。待つだけではなくて、能動的に動く姿勢が今必要なんではないでしょうか。

再質問の４点目、住民対応、町長のそのスタンスの明確化について伺います。

改めてお聞きします。町長は、現時点で、この中間貯蔵施設計画に対してどのようなスタンスをお持ちですか。賛成でも、反対でも、慎重でも結構です。町長御自身の言葉でお示しいただけますか。

事業者の計画を待ち、国の動きを見て、首長会議の調整を待つという姿勢は、住民の目には何もしていないと映ります。平生町の住民の安全と安心を守る立場から、今後どのような能動的な行動を取られるのか、具体的にお示しください。

以上です。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えいたします。

まず、首長会議、３町会議が進まない理由でございます。

分かりません。私も分かりません。私たちは、やりたいということは言っておりますけど、中核的な柳井市さんのほうには上げているんですが、やろうという返事が返ってこないだけです。

なぜかと聞いても、答えてもらえません。それは待つしかないと思っております。それが進まない理由だと思います。

それから、エネルギー庁に行くのは首長選の前か後かということですか。

先ほど申し上げましたとおり、資源エネルギー庁は国です。国に行く場合、私も国家公務員をしていたので、計画がないのにこんな発想がありますと持っていったら、それは発想だけだろうと、できることもできないこともないのに、そんなときに来てはだめよ、帰れって追い返されます。

だから計画がないと説明に行けない。計画があって、こういう計画で進んでいるんですよということでエネルギー庁に行くべきだと私は思っております。だから、町長選の後か前かは分かりません。計画が出るのがいつになるか分からないですから。

建設計画が今から出てくるんでしょうけども、事前に何も教えてもらえません。中国電力に言っても、まだ作っていますからというので、どんなことがどのようになるかというのは全く承知もしておりませんし、聞いても何も教えてもらえていない状況です。

多分、上関町も、聞いているんなら情報はいただけるんじゃないかなと思うんですが、何も来ていないので、私どもとしては、計画がどのようになっているのかというのも全く承知も周知もしていません。

それで、私が、その計画ができる、上関の中間貯蔵施設についてどのように思っているかということですが、私は、まだ反対も賛成も表明しておりません。まだ全然計画の中身も見ていないし、また、国から、国のエネルギーについての説明も何も聞いていない。また、建設する中電のほうからも話は聞いていない。

したがいまして、そういう話をまず聞いた上で判断をしたいというふうに思っております。

また、シンポジウムも開催いたしますし、それらを総合的に勘案して、私としての意見を言いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再々質問をいたします。

先ほど町長は、反対・賛成とか、また、慎重であるという御自身の言葉で示されるのは、国の政策としての説明を聞いてから、そして事業計画が出てよく説明を事業者から聞いてから、それから判断するというふうにおっしゃいました。

ただ、シンポジウムの開催としては、前向きに検討していただけているという確認ができました。

あと、事業計画については事前に教えてもらえていない。事業計画については、上関町も聞い

ていないんではないかというふうにおっしゃっていました。

再々質問では、平生町単独でのシンポジウムの開催について伺いたいと思います。

先ほどの御答弁で、シンポジウムの開催について、仮に１市３町での共同開催が、各市・町の事情や温度差によって調整が難航するというようであれば、平生町が単独で開催するという選択肢もあるのではないでしょうか。１市３町の首長会議を待つばかりではなく、他市・町の都合を待たなければならない理由はないと思います。

住民の不安は、今この瞬間も続いています。本町の住民が推進・慎重、それぞれの立場の専門家や有識者から直接話を聞き、そこでのディスカッションを聞き、自分たちで考え判断するための場を平生町が自ら主体的につくることは、まさに自治体としての責任ではないでしょうか。

（発言する者あり）

シンポジウムの共同開催が困難な場合、あるいは、それとは別に平生町単独でのシンポジウムや、住民説明会の開催を検討するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

また、事業計画が提示された後に、町として、住民の皆様に賛否を問うアンケートや投票などを行う考えがおありでしょうか。町長の御答弁をお伺いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中村　武央君）　傍聴人の皆様にお願いでございます。発言は慎んでいただきますようお願いをいたします。

浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えをいたします。

まず、シンポジウムの件ですけど、一応、１市３町でどのようにするかというのを決めたいとは思いますが、１市３町で決まらなかった場合は、平生町単独でもやっていく方向で検討いたします。

それから、アンケートでございますが、アンケートは、先ほども言ったように、まだあまり知っていない、どのようなものなのかというのははっきり知っていない人も多いと思います。

したがって、さっき言ったように国からの説明、事業者からの説明、そしてシンポジウム、これらをやった後にするのが、皆さんちゃんと理解して賛成・反対を表明されるんじゃないかというふうに思いますので、そういうふうにできるように検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

……

○議長（中村　武央君）　岩本ひろ子議員。

○議員（９番　岩本ひろ子さん）　それでは、高齢者対策について３点お伺いいたします。

本町において長寿社会が本格化する中、高齢者対策の在り方も大きな転換期を迎えています。これまでの高齢者福祉は、お祝い金の支給や各種優遇措置など、いわゆるいたわり、保護する政策が中心であり、生活困窮や健康不安を抱える方々への配慮として実施されており、これらは今後も必要不可欠な施策であります。

しかし、その一方で、今日の高齢者像は多様化しています。保護を必要とする段階の手前において、自ら学びたい、健康づくりに主体的に取り組みたいと、高い意欲とエネルギーを燃やしている高齢者の方が数多くいらっしゃいます。現在の福祉行政、社会教育行政において、こうした意欲ある高齢者に対する自己実現や社会参加の施策が、やや手薄になっているのではないかと感じます。

高齢者の皆さんの学習ニーズは一様ではなく、多様化・高度化しています。人生１００年時代において、高齢期における生涯にわたる学習機会を充実させることは、本人の感性を磨き、生きがいを創出するだけでなく、培った知見を地域に還元していただくという意味で、社会全体にとっても極めて有益であると思います。

そこで、１点目に、高齢者学級の開設についてですが、高齢者であっても学習意欲の旺盛な方はたくさんおられます。豊かな長寿社会を築くための拠点として、本町において学ぶ場である高齢者学級を設けることについて、町長のお考えを伺いいたします。

２点目に、高齢者の健康づくりについてです。

今後、医療費の増大に伴い保険料も年々高くなり、個人にも、また、当町にも医療費の負担が増額していくことが考えられます。そこで、住民一人一人が自分の健康は自分が守るのだという認識に立って、できるだけ長く健康で自立した生活を送っていただきたいと考えます。

その具体策としては、日常生活の中に運動を取り入れるように呼びかけることです。自分の状態を記録して、自主的な健康管理をしていくために、健康手帳の配布をしてはいかがでしょうか。

この手帳には身長・体重・日々の血圧・病歴などを記入できるようにするほか、健康づくりに役立つ記事やアドバイスも記載しておくことが望ましいと考えます。日々の体調を振り返ることで、一昨年や昨年の何月頃には風邪を引いたから、これからの季節は特に気をつけようといった、時期に応じた自己管理の自覚を促すことにもつながります。

病気は医師に治してもらうものという認識から、病気にかからないための健康づくりが大事であるという認識へ、住民の意識改革を促すためにも、この健康手帳の配布は大変有意義深い施策であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

３点目に、高齢の方や障害のある方が、地域の中で孤立せず、住み慣れた町で生き生きと暮らして続けるためには、外出しやすい環境づくりが極めて重要であると考えます。外出することは単なる移動にとどまらず、適度な運動や気分転換の機会となります。また、人や社会とつながる

ことで、加齢に伴い心身の活力が低下するフレイルの予防にも絶大な効果が期待できます。

しかしながら、移動手段の確保や経済的な負担が壁となり、外出をためらってしまうケースも少なくありません。自分が出かけたいと思った好きなタイミングで気軽に外出ができ、その際の交通費の補助が受けられる仕組みがあれば、住民の皆様の足はより外へと向くはずです。

例えば、高齢者や障害者を対象とした現行のタクシーなどの乗車費用の補助制度、タクシー利用券の交付などがありますが、もっと条件を緩和し、新たな補助制度を導入して利用しやすいものにしていけば、生活の質の向上のために大変有効なサービスになると確信しております。

また、高齢者の免許返納など進むのではないでしょうか。誰もが健康で活発に社会参加できるまちづくりを進めるために、この外出支援サービス事業の重要性について、町長はどのようにお考えか、また、今後の導入や拡充への見解をお伺いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　まず、高齢者学級の開設についてお答えします。

本町の総人口に占める６５歳以上の高齢者人口の割合は、過去最高を更新しております。将来的にもさらなる高齢の進展が見込まれており、超高齢化社会において、生涯にわたって学び活躍できる環境を整えることは、極めて重要であると認識をいたしております。

そのためには、高齢者の皆様が心身ともに健やかに過ごし、健康寿命を伸ばすことが重要な課題となっており、早くから健康づくりを意識して取り組んでいただくことが、要介護状態になっても重症化しないように介護予防を進めていくことが不可欠であると考えております。

本町では、健康づくりに関する取組を行っております。

１つ目は、高齢者筋力トレーニング事業です。おおむね６０歳以上の方を対象に、３か月間のトレーニング機器を使用した筋力トレーニングを行い、運動機能の維持向上を図ります。令和７年度は３グループ２１人の方が参加をされております。

２つ目は、やまぐち元気アップ教室です。４０歳以上の方を対象に、要支援認定・要介護認定を受けている方と、基本チェックリストにおける運動機能の項目でフレイル・プレフレイルに該当した人を対象に、３か月間、リハビリテーションと連携して、体力に合わせた転倒防止に有効な複数の運動を行っております。

また、歯科衛生士によるオーラルフレイル予防口腔指導や管理栄養士による栄養指導、認知症予防のゲーム等を取り入れて、介護予防に効果的なカリキュラムを実施しております。令和７年度は５会場で実施、２９人の方が参加されております。

また、高齢者学に関することは、生涯学習まちづくり出前講座を通じ、歴史・文化、経済・産業、健康・福祉、環境、消費、防災など、幅広い分野について、町職員が地域の集まりに出向いて講話や実技を行っております。

これに加え、地域交流センターにおいても多彩な講座が開催されており、高齢者の皆様が知識を深め、仲間づくりや、世代間交流を行うための豊かな学びの場が提供されております。

今後も高齢者を取り巻く多様なニーズに対し、関係課の連携を強化し、平生町の実情に合った総合的な高齢者支援施策を推進してまいります。

次に、本町の手帳の交付状況につきましては、健康推進法第１７条第１項に基づく山口県健康推進事業では、４０歳以上の者を対象とした健康手帳交付事業がありますが、現在は、原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとなっております。

本町でも過去に健康手帳を交付しておりましたが、交付希望者に活用実態を伺ったところ、予防接種歴の記録のみに使用されている方が多いと分かりました。

また、健康診査や医療に関するデータから、平生町の健康課題として高血圧があり、その対策を講じる必要があることも明らかになっております。

そのため、令和４年度頃からは健康手帳の交付は中止し、予防接種歴の記録に特化した予防接種手帳と、家庭で測った血圧の値を自ら記録できる血圧手帳の発行のみに限定し、その普及と活用を呼びかけているところです。

特に血圧手帳は、役場や保健センターだけでなく、町内の公共施設にも設置しており、いつでも誰でも自由に持ち帰ることができ、家庭での血圧管理を始めやすい環境づくりを行っております。

今後も町民の皆様の実際のニーズを踏まえながら、予防接種手帳と血圧手帳の活用促進に努め、高血圧対策を含めた健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまいります。

また、岩本議員御指摘のように、日常生活に運動を取り入れるように呼びかけることは、町民の健康寿命の延伸と、心身ともに健全で活力あるまちづくりを実現する上で極めて重要な課題であると認識をいたしております。日常生活における運動習慣の定着を目指したより具体的な施策について、関係団体との協議を通じて、無理なく運動に取り組める環境づくりに取り組んでまいります。

高齢者の外出支援サービス事業についての御質問にお答えをいたします。

外出は、心身の健康維持やフレイル予防、さらには社会参加を通じた生活の質の向上において、大変重要であると認識をいたしております。

そこで、町では高齢者や障害者の外出支援として、バス・タクシー共通助成券を交付する外出サポート事業と、地域住民と行政が協働して取り組むお出かけ支援事業を実施しております。

まず、外出サポート事業につきましては、令和７年度より従来の福祉タクシー事業を見直し、バス利用を可能としたほか、運転免許を所持している家族が平日に仕事等で不在となり、日中独居となる方へ対象を拡大するなど、利用者の利便性向上を図るための拡充を行いました。

次に、お出かけ支援事業につきましては、コミュニティ協議会が主体となり、地域住民の支え合いによる協働事業として、外出機会の創出と地域交流の促進に取り組んでおります。

議員御指摘のバス・タクシー等のさらなる補助制度の拡充は、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けていくために、大変有益な手法であると考えております。一方で、本施策を検討するに当たっては、既存事業の利用状況等の検証に加え、中長期的な財源確保や、持続可能性といった課題についても慎重に整理する必要がございます。

また、本年１０月からは、公共交通を補完する新たな取組として、ＡＩを活用した公共ライドシェア実証運行事業を開始する予定です。

今後につきましては、既存の事業や新たに開始する事業の運用状況等を分析するとともに、他市町の先進事例を調査・研究し、本町の実情に即したより効果的で持続可能な外出支援の在り方について検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　岩本ひろ子議員。

○議員（９番　岩本ひろ子さん）　いろいろ取組を考えておられることは、ありがとうございます。

高齢者の生きがいづくりは、介護予防や認知症予防、福祉・健康に直結します。高齢者の生きがい、福祉と教育が連携して取り組むべき町の重要課題であると考えます。

現在の移動支援等は、カバーしきれていない福祉の谷間にある高齢者の方にも、プッシュ式でサービスを受けられるよう支援をしていただきたい。これは、個人の自由な移動、生活の質を高めるためにも必要と考えます。

健康寿命を延ばすことで、医療費や介護給付費の抑制につながるメリットもありますので、ぜひ高齢者学級の開設や健康手帳の配布、外出支援サービスの実施を進めていただきたいと思います。これらには財源が必要になりますので、財源確保にも取り組んでいただくようになりますので、よろしくお願いいたします。

意欲あるシニアが輝くことができるような平生町を目指していただきたく要望して、質問を終わらせていただきます。

……

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　それでは、通告しています地域共生社会の実現に向けての取組について質問いたします。

国は、２０１６年の日本一億総活躍プランで、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が掲げられました。それに向けて法整備がなされているところです。

平生町でも、これに基づいて第４次平生町地域福祉計画が立てられています。

地域共生社会を実現していく上で、たくさんの課題がございます。先ほどの岩本議員は、元気な高齢者に対して、どういった支援ができるかという視点でお話がございました。私は、ちょっと視点を変えて、２つのことについて質問いたします。

まず１つ目は、独居高齢者への支援です。

現在、核家族や未婚率の上昇、価値観やライフスタイルの変化、平均寿命の伸長などにより、独居のお年寄りが増えています。町内では、２０００年に高齢者夫婦世帯が６４８世帯で、単身世帯が５１７世帯でした。２０２０年には、二人世帯が９６８世帯で、一人世帯が８１９世帯と増えています。地域のつながりが希薄化している中、孤立していく高齢者が増えるのではと心配されます。

そこで、独り暮らしの高齢者支援の現状と課題をお尋ねいたします。

次に、ケアラーへの支援について質問いたします。

２０２４年に改正された子ども・若者育成支援推進法で、ヤングケアラーの問題が大きく社会に認知されました。今後は、大人のケアラーに向けての支援が各自治体で課題となっています。毎年１０万人の介護離職者や介護者の健康問題、そして、周囲に助けを求めるのが不得手な男性介護者が孤立して起こす事件など、多くの問題を抱えています。

男性介護者は、厚生労働省の調べでは、２００１年に要介護者を主に世話をしている男性の割合は２３．６％でした。これが、２０２２年には３１．１％に上昇しています。そのうちの７５％が６０歳以上となっています。思っている以上に男性の介護者が多いのが実情です。

こういった状況を考えますと、大人のケアラーへの支援の充実が急がれていると考えます。平生町の現状と課題をお尋ねいたします。

以上２点、独居高齢者と、ケアラーへの支援の現状と課題をお答えください。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　独居の高齢者への支援の現状と課題について、お答えを申し上げます。

まず、本町の状況について申し上げます。

住民基本台帳における令和８年４月１日現在の６５歳以上の高齢者数は４，３９４人で、高齢化率は４２．１％となっております。高齢者数は横ばいで推移しておりますが、高齢化率は年々上昇を続けております。また、国勢調査、これは……。（「令和２年」と呼ぶ者あり）

令和２年によれば、全世帯の約３７％が高齢者のみの世帯であり、そのうち約１７％は独り暮らしの高齢者となっております。

こうした状況から、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、独り暮らしの高齢者を社会全体でどのように支えていくかが喫緊の課題となっております。

町では、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう次の取組を進

めております。

まず、見守り体制の構築として、毎年、民生委員による高齢者実態調査を実施して、独り暮らしの方の状況把握に努めているほか、民生委員による定期的な訪問や、町と協定を締結している平生町地域見守り活動協力事業者により見守りを行っております。万が一異変を察知した場合には、町や社会福祉協議会に連絡が入り、町と地域包括支援センター等が連携して迅速に安否確認を行い、必要な支援へとつなげております。

次に、緊急時の備えとして、本年５月末現在８７名の方に緊急通信システムを貸し出し、急病やけが等の緊急時に迅速な対応が可能な体制を整えております。そして、権利擁護支援として、町民福祉課内に成年後見人制度の中核機関を設置し、制度の周知・啓発や利用に関する相談支援を積極的に行っております。

また、身寄りのない高齢者の方からは、入院時の身元保証や財産管理、死後の手続に対する不安の声も増えております。

こうした課題に対し、今後は自分自身の希望をあらかじめ整理するエンディングノートや、もしものときの医療やケアについて、周囲と話し合うアドバンス・ケア・プランニングの普及・啓発も重要であると考えております。

国においては、現在、身寄りのない高齢者の困り事を包括的に解決するため、相談窓口の整備や死後事務までパッケージ化した支援のモデル事業が実施されております。

本町といたしましても、こうした先進的な事例を注視し、研究を深めるとともに、本町の実情に即したより安心できる高齢者支援の在り方について検討を進めてまいります。

次に、ケアラーへの支援の現状と（発言する者あり）失礼しました。先ほど申した後がありました。すみません。

また、令和２年度から山口県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでおり、後期高齢者の心身の多様な課題に対し支援を行っております。

支援内容は個別支援と集団支援があり、個別支援では、健診等のデータから対象者を抽出し、個別的に支援を行っております。集団支援では、高齢者の通いの場等に保健師が赴き、フレイル予防に関する健康教育を行っております。

今年度は、個別支援を重点的に行うため保健師を１名増員し、２人体制での家庭訪問を実施しており、特に独居の方から優先的に事前連絡なしの家庭訪問を行い、高齢者の生活や健康に関することを全体的に把握した上で、必要なサービスにつなげる取組を実施しております。

６月９日現在で２０件の訪問を行い、訪問した方については、活動的で自ら健康づくりを積極的に実施している方が多いことを今のところ把握しております。

一方で、情報の届いていない自ら調べることが難しい高齢者も多く、制度があってもつながらないケースがあるということも認識をいたしております。社会的孤立を防ぐためにも、行政側が待つ姿勢から積極的に情報を届けるプッシュ型支援が必要と考えており、アウトリーチ強化による家庭訪問の拡充が重要と考えているところでございます。失礼しました。

次に、ケアラーへの支援の現状と課題として、まず、ヤングケアラー問題についてお答えをいたします。

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子供を指します。病気や障害のある家族の介護、幼い兄弟の世話、家計を支えるなどの負担を負うことで、本人の学業や、友人関係に支障が出たり、心身の健康に影響したりすることが大きな問題となっております。

また、本件は家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことも多く、表面化しにくいという特徴があります。そのため、学校、福祉サービス事業者、行政等の関係機関が緊密に連携し、早期に発見し、適切な支援につなげることが何よりも重要であると認識をいたしております。

山口県が令和４年７月に県内の小学５年生から高校３年生を対象に実施した実態調査では、「世話をしている家族がいる」と回答した割合は、小学５・６年生で１９．５％、中学生で９．９％、高校生で７．４％でした。さらに、「世話のためにやりたいことができない」と回答した児童生徒のうち、自分の時間や睡眠時間、学習時間、友人との交流に影響が出ているとの回答が多く寄せられております。

こうした状況を踏まえ、平生町におきましても実態を把握するため、本年度中に小学５年生から中学３年生を対象とした独自調査を実施いたします。本調査では、こども家庭センターが主体となり、ヤングケアラー自身に気づきを促すとともに、支援を必要とする子供を早期に発見し、個別具体的なサポートにつなげることを目的としております。

調査の結果、支援が必要と思われる場合には、ヒアリング等を通じて、本人の意思や希望を丁寧に確認いたします。その上で、学校や福祉保健部門等の関係機関と連携し、家庭環境や個々の状況に応じた柔軟な支援を行ってまいりたいと考えております。

今後の課題としましては、ヤングケアラーについて、社会全体での認知度が依然として十分とは言えません。児童生徒や保護者はもとより、地域住民や関係機関に対しましても、ヤングケアラーに対する理解促進等啓発を強力に図る必要があると考えております。

また、ケアを当たり前のこととして受け入れ、支援を求めていない子供たちに対しても、自身が支援を求めてよい存在であることを伝えられるよう、さらなる教育・啓発活動に取り組んでまいります。併せて相談窓口であるこども家庭センターの周知徹底を図り、児童生徒がいつでも安

心して相談できるよう相談体制の強化と広報に努めてまいる所存でございます。

続きまして、高齢者を介護する人への支援についてでございます。

全国的に進む核家族化と高齢化は本町においても例外ではなく、高齢者のみで構成される世帯が着実に増加しております。高齢者夫婦のいずれかが介護状態になった際には、老々介護となり、介護保険を御利用になられたとしても、住宅介護を行う家庭の負担は非常に大きいと認識をいたしております。

特に認知症を患っている場合、住宅介護は精神的な負担が一層大きくなり、社会との接点が失われ、社会的孤立が進む傾向にあります。

今後は閉鎖的な環境になりがちであることから、担当者ケアマネージャーを中心とした支援を基本とし、複数の支援施策を組み合わせることが重要と考えております。

本町では、以下の事業を委託により実施し、介護者支援に取り組んでおります。

１つは包括支援事業です。地域包括支援センターの運営を行っており、高齢者の相談窓口として保健師や社会福祉士、主任マネージャーといった専門職を配置し、介護サービスの利用や家族介護に関する相談をお気軽に御相談をいただけます。

２つ目は、認知症総合支援事業です。

令和６年度から認知症相談窓口の明確化を目的に、認知症相談室を設置しております。認知症患者だけでなく、その家族、認知症について知りたい方どなたでも相談が可能です。また、毎年２回、認知症カフェを開催しており、誰でも参加できます。実際に介護されている家族も参加されており、日頃の悩みや、介護方法について気軽に話すことができる場となっております。

３つ目は、生活支援体制整備事業です。

令和４年度に平生町いきがい助け合い応援事業を創設し、軽度家事支援を行う団体に対して助成金交付を行っております。ごみ出しや草引き、電球交換や話し相手等の高齢者世帯に対する支援を実施していただいており、公的な支援が必要なケースが発見された場合には、町や地域包括支援センターといった支援機関に御相談をいただいております。

地域における互助は最も有効であると考えておりますが、現在のところ限定された地域でしか実施しておりませんので、この活動が町内全域に広がるよう町としても取組を進めてまいりたいと考えております。

また、役場窓口や電話、民生委員の皆様からの相談が入った場合には、関係各課において情報を共有し、職員及び地域包括支援センターの職員により早急な家庭訪問を実施し、必要な支援を行っております。介護者の負担軽減について、このような取組を組み合わせながら実施する必要があると考えており、町民の皆様にしっかり認識いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　ここで休憩をいたします。再開を１３時５分、午後１時５分といたします。

午後０時０３分休憩

……

午後１時０５分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　高齢者の独り暮らしを支えるために、生活の支援や、入院や入所のときの身元保証人の確保など、さすがに平生町は小回りの利く事業をたくさんしていらっしゃいます。そういった面では安心いたしました。

特にプッシュ式の支援、訪問を進められているとか、人生会議とかエンディングノートの活用、そういったものも重要だと思います。もちろんアウトリーチを進めることも重要だと思います。そういったことも今考えていらっしゃるようですので、そういった面では大いに安心いたしました。

それで、独り暮らしの場合に問題になるのが、亡くなられたときの話だと思います。死後の事務、葬儀や墓、家の始末など、そういったところが、その独り暮らしの方に関わられる地域の人や、知人・友人も心配されていることと思います。

このことが全国的に問題になっていて、厚生労働省の調査によると、２０２３年に自治体が火葬するなどした数は推計で４万２，０００人に上っています。無縁遺体の対応について、これには墓地埋葬法の第９条で、死亡地の市町村長が責任を持つとされています。

政府も死後の手続をサポートする仕組みを創設することとしています。各地の社協やＮＰＯ法人が担い手となり、生前から金銭管理や入院手続を支えるため、社会福祉法を改正する法案を今国会に提出しています。しかし、住民の生活に直接の関わり合いのある自治体としては、これまで家族が果たしてきた機能を、社会サービスにして提供する体制の整備を急ぐ必要があると考えます。

これから独り暮らしの方が亡くなり、親族が引取りを拒否する人、そして身寄りのない場合の対応をお伺いいたします。

そして、ケアラーについてです。ケアラーは、埼玉県が２０２０年３月に全国で初めてケアラー支援条例を施行しています。その後３５自治体が条例をつくっています。市町村では、北海道の栗山町が初の条例を２０２１年４月に施行しています。

条例をつくった栗山町では、２０１０年に町全体の６，１０４世帯の実態調査をして、

９００世帯にケアラーが存在したと、そのうちの６割が心身の不調を訴えていたということで、これはいけないということでケアラー条例をつくられました。介護保険のサービスの充実だけでは、ケアラーの負担は軽くならない実態を重く見ての対応でした。独自のアセスメントで課題を早期発見・早期対応しています。

国がケアラーを支える支援法を制定することが待たれますが、それまでに町内で新しい取組は考えられていないでしょうか、孤立死への対応と、ケアラーへの新しい取組をお伺いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　質問が私にはちょっとよく分からなかったんですけど、最後はケアラー、ヤングケアラーの問題ですかね。全体のケアラー。（「大人のケアラー」と呼ぶ者あり）

国のほうで今、ケアラーにつきましてもいろいろと調査をしていると聞いておりますし、それらの状況を踏まえて、町として何ができるのかも含めて、今後検討をしていきたいというのが一つと、県外・県内も含めまして、ケアラー関係でどのような支援をしているかということも、実態も調査をしたいなと思っておりまして、それらにつきまして有効だなというものがあれば、ぜひ平生町で検討を進めていきたいなというふうに思っています。

まず初めに、そういう団体がどんだけあるかというのも含めて調査してまいりたいと思いますので、それらを踏まえて今後、平生町はどうするのかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。ほかにありますか。（「あと、孤立死の問題」と呼ぶ者あり）

孤立死。孤立死は、結構全国では話は聞きますが、平生町内ではそんな孤独死というのは、あまり私は聞いておりませんが、かといって、じゃあ平生町で絶対ないか、今後もないかというと、当然あり得る話でございますので、やっぱり、それは地域の皆さんと、また民生委員の方がよく見ていただいて、その状況等も踏まえて、平生町としてどういうことができるのかを考えながら、いずれやっぱり孤独で独りで寂しいという方もたくさんいらっしゃるんだろうと思いますので、それらをどうするかというのが、これは地域としての問題でもあると思っておりますので、地域全体が一緒になって考えていくべき問題だろうと思っております。

やはり、各コミュニティの中で、どのようにしていくかということも含めて検討してもらいながら、町としてできることをやっていきたいなと思います。どのようなことができるかは、ここではすぐには申し上げることはできないんですけど、いろいろコミュニティ団体の意見も聞きながら、平生町として何ができるかということを含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　孤独死については地域全体で考えよう、そしてケアラーの問

題は国の対応を待ちながら、先進地の調査研究をしようというお答えでした。

先ほどの先進地のお話で栗山町を挙げさせていただきました。規模としてもあまり変わりませんから、６，１０４世帯の実態調査で９００世帯が、ケアラーが存在していた、そのうち６割が心身の不調を訴えていたということで、平生町でも同様ではないかと心配しております。

住民全体でさっき取り組むとおっしゃっていました。福祉マインドを持つ住民を育てるためにも、先ほど岩本議員が言われたような高齢者学級みたいなものとか、介護術や心理学、正しい知識を学ぶ講座を充実させる必要があると考えております。以前は介護術なんかが結構頻繁にやっていましたけれど、最近はちょっと見ないかなと思っております。

そういった講座の充実も必要だと思いますし、また、社協をはじめ関係機関の取組をさらに充実させてほしい。今回は特に社協についてのことが書いてありますので、計画の中に載っています、役割がね。そういった意味でも関係機関との取組はすごい重要となってくるので、その辺りのこともお願いしたいと思います。

平生町で安心して豊かに生活できるように、オール平生で取り組んでいく福祉計画となることを期待して、１つ目の質問は終わります。

２つ目の質問に入ります。

次に、男女共同参画社会の形成について質問いたします。

国は、男女共同参画基本法でその実現を目指しており、２１世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけています。平生町においても人口減少や地域の衰退が止まらない中、重要な課題だと考えています。進学や就職で一度は外に出て行っても帰ってきたくなるまちづくりが必要です。

政府は、加速する少子高齢化による人口減少や、東京一極集中の流れを止めようと、２０１４年にまち・ひと・しごと創生法を打ち出しました。

平生町でも総合計画や平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略を立て、子育て支援や移住対策など様々な事業に取り組んできました。しかし、人口減少は止まっていません、残念なことに。

男性にとっても女性にとっても居心地のよい平生町にするためには、男女共同参画社会の実現が必要です。第五次平生町総合計画では、人権尊重意識の高揚の枠の中に記載されています。この計画の中で、男女共同参画社会の実現については、どのような位置づけになっているのかお尋ねいたします。

次に、第４次男女共同参画プランについての質問です。

男女共同参画については、共同参画プランが立てられています。今回のプランは令和４年から８年、重点目標を８つ上げられていますが、進捗状況をお尋ねいたします。

政府は、２０２５年に女性版骨太方針で、女性に選ばれる、女性が活躍できる地域づくりを掲げています。来年度は第５次のプランを決めていく年となりますが、第５次プランに向けての方

針も質問いたします。

以上２つ、男女共同参画社会形成について、第五次平生町総合計画への位置づけと、第４次男女共同参画プランの進捗状況、そして、第５次に向けての方針をお尋ねいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　細田議員から男女共同参画について、２つの御質問をいただいておりますが、まず、第五次平生町総合計画においての男女共同参画社会の位置づけについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国は男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を２１世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけております。

本町においても国の基本的な考え方等を踏まえ、第五次平生町総合計画、令和３年３月策定で、計画期間は令和３年から１２年度でございますが、その計画では、男女共同参画社会の形成について、基本構想並びに施策として位置づけをしています。

第五次総合計画の基本構想では５つの基本目標を掲げており、その中の基本目標５、未来へつなぐまちづくりにおきましては、人権の尊重や男女共同参画の意識を高めるとともに、地域活動に自律的に取り組むことができる環境を整えることにより、一人一人の強みが生かされ、活動できる場づくりに取り組みますと明記しております。

これは、本町においては男女共同参画を単なる個別政策としてだけでなく、本町の行財政施策の基本的な方向として定めるまちづくりの基本目標として位置づけているものでございます。

また、本年３月に策定いたしました第五次総合計画の後期実行計画、令和８年から１２年度では、施策０５の３９、人権尊重意識の高揚において、「男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進として、あらゆる分野において男女共同参画、女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映するため、第４次男女共同参画プランを指針として、各種審議会などの女性委員の割合や指導的地位に占める女性の割合の増加、社会全体における男女共同参画意識の醸成を図り、一人一人が学び活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等が両立できる環境整備に取り組みます」と示しております。

さらに、「重大な人権侵害である女性に対する暴力の根絶に向けた取組を行います」と明記しており、本町における人権尊重という基本的価値観に基づく施策としても位置づけております。

続きまして、第４次男女共同参画プランの現状と課題についてお答えいたします。

本町では、第４次平生町男女共同参画プラン、令和４年３月策定、計画期間は令和４年から８年度に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

第４次プランにおいて、プランのゴールの設定及び進行管理を行うため、２０の成果目標を設定しております。

そのうち、地方自治法に基づく審議会等の女性の登用率や町における女性管理職の登用率等を設定しております。これらは、第４次プラン策定時に新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に基づく市町村推進計画として、平生町女性活躍推進計画を同プランに組み込んでおりまして、女性の活躍推進の具体的な目標値として設定をしたものでございます。

審議会における女性委員の割合は、令和７年度の目標値２５．０％に対して、令和７年度時点で３０．７％に達しており、目標を５．７ポイント上回る成果が得られております。

また、平生町役場の管理職における女性職員の割合については、令和６年度の目標値１５．０％に対して、令和６年度時点の実績値は１３．８％でありましたが、令和７年４月現在では実績値が１７．２％となり、目標を達成しております。さらに、令和８年４月現在においては２６．７％と順調に増加しているところでございます。

なお、他の指標につきましては、大半が住民意識実態調査により判明するものでございます。

第５次プランの策定に当たっては、本年度の８月前後に実施予定の住民意識実態調査の結果を踏まえ、平生町の現状と課題を詳細に分析する予定としており、この調査の分析を基に同プランの内容を検討していくことになるため、現時点では詳細な現状・課題をお答えすることは難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、同プランの方向性としては、国や県の計画を踏まえながら、特に女性の職業生活と家庭生活の両立支援、若い世代の定住促進、性の多様性を認め合う社会づくりなど、人口減少克服や少子化対策、地域活性化に直結する施策を重点的に検討し、限られた資源の中でも実効的なプランの作成に取り組んでまいります。

同プランにつきましては、本年度中の策定を予定しておりまして、策定が完了いたしましたら改めて御報告申し上げたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　役場の中では女性管理職、着々と増えている。今２６．７％というお話がございました。早く５０％になるのを心待ちに待っております。

男女共同参画社会が進むと、女性も帰ってきやすいふるさとになると思うんですけれど、企業の問題なんですけれど、どうしても賃金差がかなりある。役場内はそんなことないですけどね。

普通の企業は賃金差があったり、役職に就く女性が少なかったりしますけれど、事業者への取組、一応こちらの現状と課題の中の基本目標５の未来につなぐの中に「町民事業者及び各種関係機関と連携して取組を進めていく必要があります」とあるのですが、この中の事業者、企業について、どのような取組をされているのかお伺いしたいと思います。

県はやっていますよね。（「事業者、企業」と呼ぶ者あり）

事業者とか、県のほうは各事業者を回って、毎年自治体を変えて回っていると思います、知事が。平生町においては、町長はいかがですか。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　先ほどは町としての方針を述べましたが、企業につきましては、把握していないのが現状だと思います。

企業につきましては、男女共同参画社会の形成に向けましてということを、周知・徹底していく必要があるかと思いますので、機会を設けまして、企業にも男女共同参画に取り組んでいただくよう町として要請をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　帰ってきたい平生町にするのには、やっぱり働く場所が必要です。町内は、事業所は小さいですけれど、それなりに特徴のある事業者さんがいると思いますし、山口県下では、女性の登用に対してかなり積極的に動いている企業・銀行、あります。

そういった方の話もしっかり私も聞いているんですけど、そういった講演会みたいなもので、こういった女性を支援するような企業があるんだよとか、こういういい企業があるから男性も女性も帰ってきたらいかがかなというような情報発信を考えられたらと思います。

男女共同参画については、町長のリーダーシップがかなり問われているところです。着々と進んでいるように見えますけれど、まだ人口減少が止まらない。

女性が帰ってきたくなるような町は、もちろん男性も帰ってくるでしょうし、性別の思い込みにとらわれて、旧壁な町では帰ってこれません。子供たち、若い女性、若い男性もなかなか居心地が悪くて帰ってこれません。そういった居心地のいい平生町をしっかりとつくっていただけますよう町長にお願いして、私のこの質問は終わります。

……

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　質問させていただきます。

まず、１問目は、町民の声に考えさせられる事例をお尋ねします。

平生町では、高齢者向け予防教室は盛んに開催されていることは十分承知しています。一方、一人で、また、一人ではなく家族間の協力で、個人の体力・能力に合わせた運動に取り組みたいとの希望の声も聞いています。家の周りの歩く場所は凸凹道で足に負担がかかる。坂道では行き帰りにくたびれ長く続けることができないとの情報です。

例えば、曽根地区には曽根交流センターそばに桜の木のある公園があります。先週の土曜日、

公園に行ってみると、大人２人が桜の木の下で休んでおられました。片隅でよいのです。３０メートルぐらいの凸凹のない一人で通れる程度の歩きよい場所を設けることはできないものでしょうか。

家族の協力で自転車に乗り合わせ、つえを使用している者でも、老人カーを押しながらでも、その場所に行けば、室内ばかりでなく、自然の空気の中で歩くことができればとの要望の声を聞きました。前向きに検討いただけないでしょうか。

また、家族と一緒にスーパーに行き買物をしている間に、買物カーを押して店内を安心して歩けるのは、健康維持に助かっているとも聞きます。

今、熱中対策でクーリングシェルターを行政や企業などで協力いただいています。平生町役場の玄関にものぼりが立っておられますが、店内を気兼ねなく買物カーを押して歩けるよう、企業への感謝を含め、声かけをしていただけたらうれしいと思います。お考えをお尋ねします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　御質問のありましたウオーキングにつきまして、健康推進のための有効な手段の一つであるというふうに認識をいたしております。一方で、身体状況や体力等の個人差によりまして、屋外での活動が困難な場合もございます。

本町におきましては、町民の皆様が個人の能力に合わせた運動に取り組むことに重点を置いており、令和７年度に策定した第四次平生町健康づくり計画において、今より１０分多く体を動かして健康寿命を延ばすプラス・テン運動を推進しております。この運動は厚生労働省が提唱しており、山口県においても同様、県内自治体においても取組が行われている運動です。

なお、新規のウオーキングコース設置につきましては、町民のニーズを把握するとともに、町の財政状況を踏まえて慎重な検討が必要であります。まずは、現在ある施設の改善・活用の充実に向けた取組を進めることで、町民の皆様の健康づくりを支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　ありがとうございます。自力で頑張りたい、自分の力で頑張りたいという人がたくさんいるように感じますので、御検討いただけること、ありがたく思います。

それでは、２問目の質問に移らせていただきます。

平生町の変わりゆく風景、予想図はどんなものだろうか。

平生町は、自然の山や川、風景などの眺めが美しく、人々の心を引きつけるよさがあります。

現在では、農地の荒廃、耕作放棄地の増加、人口減少、空き家、手入れもなく放置されたままの山や川、道路の未整備などで、美しい自然が急ピッチで失われています。

私は、１０数年前から要望している基盤整備も進まず、農業者の体力なども減少し、徐々に耕作したくてもできない状況に追い込まれつつあります。農業者二、三軒ではどうすることもできないのが現状です。

この問題に長年関わっている行政は、この状況を十分把握しているはずです。農業従事者、土地所有者だけの問題で終わるのではなく、町として共に考える対策や相談の体制はどうなっていますか。過疎化を見て見ぬふりをするのか、太陽光の町にするのか、現時点で平生町の農業をどうするのか、町長の方針をお尋ねします。

また、全国で熊の出没が相次いでいます。近隣では柳井市でも出没がありました。熊が出没してからの対応では遅く、対策や身も守る心構えが必要との思いからお尋ねします。

熊が出没する要因としては、山での食べ物の減少、人里に出没は耕作放棄地や空き家が広がっている。人口減少も関係しています。出生率の低下だけでなく、死亡率が上がっている。そのため空き家が広がっています。

ごみを求めて町へ、ごみ収集場所が多い。強硬なごみ箱が必要です。収集と焼却能力のアップも大切です。大規模火災、山火事も含めます。天候、雪や雨が少ない暖かい場所は好みます。など、あらゆる角度からの対処、施策が必要なのではと思われます。新たな自然災害として、町民の声も聞き入れ、県にも呼びかけ、よりよい施策をお願いしたいのでお尋ねします。

以上２点、平生町の農業をどうしていくのか、熊対策についてもお尋ねいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　中本議員の質問にお答えいたします。

平生町の豊かな自然や、美しい景色をどのように守り継承していくかは、人口減少が加速する昨今において、極めて重要な課題でございます。中本議員がおっしゃるように、耕作放棄地の増加、空き家、鳥獣被害といった課題は、互いに密接に関係しており、一つの大きな地域課題であります。

まず、これまでの町の取組について申し上げます。

耕作放棄地対策としては、平生町農業振興対策等事業費補助金で、草刈り等の経費助成や、農地継承に向けた維持管理を支援しております。

担い手確保では、農機具の運搬費助成や賃借支援を実施し、担い手となる方の支援を行っております。さらに、今年度は、昨年度の農業に関する座談会で出された生産者のニーズを反映した平生町農業用機械等整備費支援事業を新設し、維持可能な農業経営を支援してまいります。

農業や水路などの保全管理については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、地域の共同活動を適切に支援してまいります。

空き家対策におきましては、所有者抜きでの解決は難しいため、所有者と地域のつながりが絶

える前の早期対策が重要です。解決には近隣の皆様の御協力が不可欠であり、地域と共同で対策を進めてまいります。

次に、有害獣対策についてであります。

イノシシ対策では、防除柵設置補助金の上限額を拡大するなど、農業者の御意見もお聞きし、まとまった農地を守るといった目的に応じた支援も行っております。

また、熊対策につきましては、現在、町内で出没の痕跡等は確認されておらず、町内生息の可能性は極めて低いものと考えておりますが、近隣市・町の出没状況を注視し、町内で目撃情報が入った際には、速やかに現地確認等、県や関係機関と連携して対応してまいります。状況に応じて危機管理意識を高めるとともに、地域住民の皆様の不安の声に耳を傾け、適切にしてまいります。

また、熊の出没につきましては、議員の御指摘のように様々な要因が複合的に絡まって起こり得るものです。全国での事例を参考に要因を分析し、一つ一つ対応を検討してまいります。

町内に熊が出没した際に備えて、出没情報、注意喚起について住民に発信する体制を整えマニュアル化しており、県や関係機関と連携して、あらゆる手段を講じて町民の生命・財産を守る対応をすることとしています。

また、万が一に備えた緊急銃猟につきましても、国の発出したマニュアルに基づき、県警察と協議して決定してまいります。状況に応じて危機管理意識を高めるとともに、地域住民の皆様の不安の声に耳を傾け、適切に対応をしてまいります。

ここまで各分野の対策を申し上げましたが、こうした農村地区の課題の根本的な解決には、制度面の支援にとどまらず、地域住民の皆様とともに考える体制づくりが必要であり、町といたしましても、地域に寄り添い、その中で町としてできることは何かを考えていきたいと思います。

その一環といたしまして、令和７年度に開催いたしました農業に関する地域計画に係る各地区座談会では、地域について語り合う有意義な場とすることができました。今年度も６月２９日から７月７日にかけて、町内４地区で座談会を開催する計画としており、地区の皆様とともに未来について考える機会を生かしてまいります。

平生町の美しい自然や風景を後世に残していくことは、町としての重要な方針であり、私たち世代が担うべき大きな役割だと考えております。そして町と地域が手を携え、よりよい未来を共に描いていくためには、地域に密着されていらっしゃる議員の皆様のお力も必要です。議員の皆様におかれましても、地域での意識共有や意見集約に引き続きお力添えをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　今、町長さんからお話をいただきました。農業に関する施策、

補助金、それらは本当に住民に密接したものだろうかと疑問もあります。

今、農機具は１００万円単位です。１００万、２００万です。補助金がどの程度か把握していないし、質問も提出していませんので、お答えは要りませんけども、本当に、利用者が何名いて、年間どれぐらいいて、新たな補助金制度はこういう金額だっていうのも、農家と、どういう人たちと検討してこれを決めているんだろうかという疑問は農業者にもあります。

そこらをきちんと本当に農家に寄り添うような施策を考えていただきたいと思います。私は質問を出していませんので、それらについてはまた協力していただければ、農業者にも一緒に、共に考えて、共に助け合って平生町を守っていきたいと思うように、私のほうからも働きかけ、皆さんも今そのように思っていますので、どうぞ皆さん、農業者を見捨てないで、よろしくお願いいたします。（「終わりでいいですか」と呼ぶ者あり）

終わります。

○議長（中村　武央君）　これをもって一般質問を終了いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（中村　武央君）　これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、発議第１号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」について質疑を行います。質疑はありませんか。河藤議員。

○議員（８番　河藤　泰明君）　それでは質問します。

あえて確認させていただきますけれども、今回提出された議案は、平生町議会として議決をするというものですよね。

平生町議会は、中間貯蔵のことは、原議員も私も含めた全議員が協議をして、国や事業者へ説明を求めることや、視察など議長に一任をしましたよね。法的な手続をしたわけではありませんが、お互い信頼をして約束をしたものだと思っています。

今回の議案について協議をしたでしょうか。個人的には、国や事業者からの説明が実現していないことなど、若干の不満はありますけれども、個人的には情報収集や勉強をしている状況です。

今回この議案を提出する前に、全議員で協議をするべきではなかったでしょうか。

また、この議案のお話を原議員からいただいたのは、２２日の１８時１７分に電話をいただきました。２５日に提出をされるということでした。

私、県外にいましたので、２３日の夜間に帰宅すること、しっかり読んでから回答することを

伝え、帰宅後にいただいた書類を確認し、２４日の消防団訓練の後に文書にて回答をしました。そうしたことを電話もしてお伝えしました。内容を調整して署名できればともお話をしましたが、結果としてお一人で提出をされました。

私個人としても、中間貯蔵施設に関して、平生町議会としての立場を町民の皆さんにお伝えすることはとても大切なことだと思っています。

この後、常任委員会に付託をされ、そこで協議の中で、一人でも多くの賛同者を得られる内容への訂正や変更などは、原議員お考えですか。議決には過半数の賛同が必要なのは言うまでもありません。ぜひとも柔軟な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（中村　武央君）　指名しますので、答弁席でお願いします。

原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　答弁いたします。

私は、この決議に対して、皆さんへの相談をしてはいません。一応、皆さんのお家を５月の２２日に一軒一軒訪ねさせてはいただきました。お会いできなかった方には、郵便ポストに入れて後日電話するという形で皆さんのところを伺いました。お話しできた方とはお話しさせていただきました。

５月の２５日に提出というふうにしたのは、議会事務局との時間の関係で、すごい時間がなかったことは大変申し訳なく思っています。

ただ、議案に対しての協議はしてはいません。

それから、視察や、それから国からとか事業者からのことについて、議長に一任したというのは、自分の中で認識が不足していたと思います。

ただ、この決議案について、内容を調整して書き直すということは考えていません。

以上です。

○議長（中村　武央君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２５号「令和８年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２６号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２７号「工事請負契約の締結について」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号「物品の買入れについて」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、報告第２号「令和７年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について」及び報告第３号「令和７年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について」、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りをいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了しましたので、６月１６日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがいまして、本日の議事日程に、日程第１６「委員会付託」を追加いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．委員会付託

○議長（中村　武央君）　日程第１６、お諮りいたします。

発議第１号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」及び議案第２５号「令和８年度平生町一般会計補正予算」から議案第２８号「物品の買入れについて」は、会議規則第３５条の第１項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、発議第１号及び議案第２５号から議案第２８号は、お手元に配付の付託表のとおり、常任委員会に付託することに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（中村　武央君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、６月２３日午前９時から行います。

午後１時５７分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　中 村　武 央

署名議員　　中 川　裕 之

署名議員　　河 藤　泰 明

令和８年　第3回（定例）平 生 町 議 会 会 議 録（第２日）

令和８年６月２３日（火曜日）

議事日程（第２号）

令和８年６月２３日　午前９時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　発議第１号　上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議

日程第３　議案第２５号　令和８年度平生町一般会計補正予算

日程第４　議案第２６号　地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第２７号　工事請負契約の締結について（変更）
平生町体育館改修工事

日程第６　議案第２８号　物品の買入れについて

日程第７　請願第１号　上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願

日程第８　同意第２号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第９　同意第３号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第10　同意第４号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第11　同意第５号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第12　同意第６号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第13　同意第７号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第14　議員派遣

日程第15　委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

日程第２　発議第１号　上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議

日程第３　議案第２５号　令和８年度平生町一般会計補正予算

日程第４　議案第２６号　地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第２７号　工事請負契約の締結について（変更）
平生町体育館改修工事

日程第６　議案第２８号　物品の買入れについて

日程第７　請願第１号　上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願

日程第８　同意第２号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第９　同意第３号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第10　同意第４号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第11　同意第５号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第12　同意第６号　平生町農業委員会委員の任命について

日程第13　同意第７号　平生町農業委員会委員の任命について

追加日程第１　議案第２９号　物品の買入れについて

日程第14　議員派遣

日程第15　委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（１１名）

１番　原　　真紀さん	２番　長尾　忠明君
３番　中村　一幸君	５番　中本　敦子さん
７番　中川　裕之君	８番　河藤　泰明君
９番　岩本ひろ子さん	10番　河内山宏充君
11番　平岡　正一君	12番　細田留美子さん
13番　中村　武央君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　鈴木　哲至君　　書記　宮地　恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	浅本　邦裕君	副町長 ……	友田　　隆君
教育長 ……	中本　　稔君	会計管理者 ……	吉本　敏行君
総務課長 ……	重歳　征二君	地域振興課長 ……	星出　一明君

デジタル推進課長　……　山本　一成君　　町民福祉課長　……　淵上万理子さん
税務課長　……　隅田　紀正君　　健康保険課長　……　加世　伸彦君
産業課長　……　山本　和也君　　建設課長　……　伊藤　正晴君
環境政策室長　……　清水　寛次君
学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長　……　久保　秀幸君
社会教育課長　……　岡本　治典君　　総務課財務班長　……　山本　順一君

午前９時００分開議

○議長（中村　武央君）　ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（中村　武央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第２．発議第１号

日程第３．議案第２５号

日程第４．議案第２６号

日程第５．議案第２７号

日程第６．議案第２８号

日程第７．請願第１号

○議長（中村　武央君）　日程第２、発議第１号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」から、日程第７、請願第１号「上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願」までの件を、一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君）　総務厚生常任委員会は６月１８日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

審査の結果は、お手元の資料のとおりです。

主だった審査経過を申し上げます。

発議第１号については、標題に「使用済み燃料」ではなく、「使用済み核燃料」とされた理由についての質疑がなされ、原子力発電で使用された後の放射能を含む使用済み核燃料と認識している旨の回答がありました。

また、発議に至った背景についての質疑に対し、この中間貯蔵施設について、平生町の議員はどのように考えているかを町民から尋ねられたことをきっかけに、議員の皆さんと議論したく発議に至った旨の回答がありました。

町民有志によるアンケート結果を提案理由の一つとして挙げられた経緯についての質疑に対し、今上関町で行われることについて、平生町でどのように考えていったらいいかの意思表示を町民がされたと感じており、一つの数字として表れているのは事実として受け止めている旨の回答がありました。

上関町における中間貯蔵施設に関する事案が、地方自治法上の本町の事務に含まれるとする判断であったのかの質疑に対しては、町に隣接する場所に建設される施設が、町民の生命、財産、暮らしに直接影響を及ぼす可能性があり、町民の安全を守ることは、どの地方議会にも与えられた最も基本的な使命であり、権限外とは思っていない旨の回答がありました。

討論では、不安のみを理由に一括して反対等決議するということは、まだ早い。また、他市町の施策に関わることであり、具体的なものが全く示されていない現時点では賛同できない。また、議会には正確な情報に基づいて冷静な議論が求められるため、具体的な計画が示された段階で、その内容を十分に精査し、町民に説明しながら、公平かつ客観的に判断する必要がある。また、目的が達成される権限を議会が持っていないため、ここで議会が議決すると、町民に間違ったメッセージを与えてしまう。

以上４つの反対討論がありました。

議案第２５号については、トイレトラック導入後の支援実績及び訓練に当たってのデータ収集についての質疑がなされ、納車後の支援実績はなく、訓練では長距離移動における車両の性能及び運転者の疲労度、現場での各自治体の工夫等の情報収集・情報交換をしていきたい旨の回答がありました。

討論は反対、賛成ともありませんでした。

請願第１号については、質疑はありませんでした。

以上で、総務厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村　武央君）　次に、中村一幸産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中村　一幸君）　産業文教常任委員会は６月１７日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算１件、条例１件、事件２件についての議案

は、全て全会一致で可決されました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第２５号については、質疑はありませんでした。

議案第２６号について、これまでの実績と、期間を２年間延長することによる町のメリットについて質疑がなされ、実績はないが、本社機能の移転を考えている企業に向けて、本町も選択肢となることが、町のメリットの一つになる旨の回答がありました。

議案第２７号について、変更に至った理由と、繰越しは当初から見込んだものかについての質疑がなされ、改修工事に伴う施設全体の点検の中で、経年劣化による腐食が著しく、防犯上支障を来す状況にあることが改めて確認されたため、当該改修を追加実施するものであり、繰越しは工事の中で手戻り等があることを見込んだものである旨の回答がありました。

議案第２８号について、５年後の端末の更新の財源の確保についての質疑がなされ、財源保障としては交付税等の措置がある見込みである旨の回答がありました。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中村　武央君）　これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。

質疑はありませんか。

原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　総務厚生常任委員長報告についての質疑を行います。請願第１号についてです。事業者、中国電力と国による情報提供・説明をこの請願では求めていますが、説明の主体からして、中間貯蔵施設の建設の立場からの説明にならざるを得ないと考えます。これでは公平な説明とは言えない。国と事業者による説明と併せて、中間貯蔵施設に慎重な識者による説明を受ける機会を同時につくるべきと考えます。

請願書には、いずれ示される事業計画の具体的内容について、正確かつ詳細で責任ある説明を国と中国電力に求めるが、これでは説明の範囲は極めて限定されることになります。中間貯蔵施設をめぐっては、核燃料サイクルの問題や関西電力の使用済み核燃料受入れ、立地可能性調査報告で言及されなかった海底、活断層、輸送や積み下ろしなどの津波被害、港湾計画区域の海岸や海域の調査、生物多様性の低下、最近確認されたカラスバトの繁殖など、様々な問題点が指摘されています。こうした幅広い問題点が一つ一つ解明される必要があり、単に事業計画の内容の説明では不足すると考えます。

浅本町長が一般質問の答弁でも、１市３町でのシンポジウム、ここで言うシンポジウムとは中間貯蔵施設の建設を進めたい側の方と、放射能の危険性や自然環境への負荷、近隣市町への様々な影響から反対を訴える方からの講演や、ディスカッションのことです。このことについてその

開催を明言されています。

また、平生町単独での開催も視野に入れているとおっしゃいました。これらの点について委員会で協議されましたか。質問させていただきます。

○議長（中村　武央君）　河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君）　それでは、総務厚生常任委員会の委員長として、今原議員が言われたことに対して、回答を申し上げます。

総務厚生常任委員会へ付託されたのは、請願でございます。請願の願意は町長に求めるアクションに対して、議会が協力してくれという請願の趣旨であります。そのほかのことについては、今後、明らかになっていくとは思いますが、それらのことについては、総務厚生常任委員会では議論をしておりません。あくまでも願意、これは町長に対してアクションを求めるように議会で動いてくれという協力を示すということが願意でありますので、それ以上のものはその場では議論をしておりません。

○議長（中村　武央君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、発議第１号に対する反対討論はありませんか。

○議員（８番　河藤　泰明君）　反対討論の前に誤解のないように申し上げたいと思います。上関町への中間貯蔵施設建設について、私個人として現時点での考えを申し上げます。近隣への中間貯蔵施設単体での建設については、強く反対いたします。

私たちの生活に欠かせない電気を安心・安全かつ継続的に利用できるよう複合的に考える必要があると考えています。日本のエネルギー自給率が非常に低いこと、一部の地域や一部の人だけでは解決できない。日本全体で理解をし、取り組んでいく重要な課題として、向き合わなければいけません。私たちの住む平生町と、この先の未来のためにも、電源全体について総合的に考え、町民の幸せのために責任ある立場で議論するべきだと考えます。

それでは反対討論をいたします。総務厚生常任委員会での審議や先ほどの委員長報告にもありましたとおり、議会には公平な立場で、正確な情報に基づいて、冷静な議論が求められます。議員は町民の代表として感情論ではなく、数値や文言・内容について裏づけをしっかり取り、適切な方法で町民に対して、正確に伝えなければならない。誤解を招くようなことはしてはならないと考えます。

以上のことから、今回の議案に関しては、議員の皆様におかれまして、反対いただきますようお願い申し上げて反対討論といたします。

○議長（中村　武央君）　次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に反対討論はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（１０番　河内山宏充君）　発議第１号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」に対し、平生町議会議員として、地方自治法の精神及び議会の果たすべき役割の観点から、反対の立場で討論を行います。

本決議は、隣接する上関町で検討されている使用済み燃料の中間貯蔵施設に対し、本町議会として、反対の意思を表明しようとするものです。

町民の皆様の安全や、未来を憂慮する提案議員の動機そのものは理解できなくもありません。

しかし、地方自治法が定める自治体の権限及び議決機関としての責任という法的な観点に照らし合わせたとき、本決議には看過できない重大な問題が２点存在いたします。

第１です。第１に、他自治体の固有の事務に対する不当な介入であり、地方自治法の本旨に反するという点です。

地方自治法第２条において、地方公共団体は自らの地域における事務を自主的かつ総合的に処理する権限が与えられています。

今回の中間貯蔵施設の建設計画は、一義的には、隣接する上関町の町域内における政策であり、同町の町政及び上関町議会が判断すべき固有の自治事務であります。

いかに隣接自治体であるとはいえ、他町の具体的な政策決定や計画に対し、本町議会が一方的に反対を機関決定することは、地方自治の基本原則である相互の自治権の尊重を揺るがしかねない越権行為と言わざるを得ません。周辺市町との協調は重要ですが、それは相手方の自治権を尊重した上での対話によってなされるべきであり、決議による一方的な意思表示は、地方自治法上極めて慎重であるべきです。

第２です。第２に議決機関としての判断材料が著しく不足しており、時期尚早であるという点です。

地方自治法第９６条において、議会は住民を代表し、町の意思を決定する重要な責務を負っています。しかしながら、現時点においては、事業者による具体的な施設規模、厳格な安全対策、運搬経路などの詳細な事業計画が、本町に対して正式に提示されている段階ではありません。

地方自治法が求める議決とは、客観的な事実と十分な情報に基づき、慎重に吟味された上で下されるべきものです。具体的な中身が判明していない現段階において、懸念や不安という主観的な理由のみを先立たせ、予断をもって反対という最終的な意思を固定化することは責任ある議決機関としての職責を放棄するものと言わざるを得ません。

まずは事業者や国に徹底した情報開示と住民説明を求め、科学的・客観的な事実を見極めるこ

とこそが、今、本議会がなすべき法的な順序であります。

以上のことから、本決議は地方自治法が担保する他自治体への権限の配慮を欠き、かつ議会としての熟議の前提を変えた時期尚早な議決であると確信いたします。

議員各位におかれましては、地方自治法の原点に立ち返り、良識ある御判断の下、本決議に反対していただきますよう強く訴えかけ、私の反対討論といたします。

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、反対討論はありませんか。

○議員（１１番　平岡　正一君）　決議案に反対の立場から討論をいたします。反対の理由は２つです。

１つは、平生町議会がこれまで活動してきたことへの正当性を堅持するためです。

もう一つは、憲法の規定を守るためです。

平生町議会はこれまで上関町の原子力発電所の建設問題に直面をして、いろんな調査活動をいたしました。長い時間をかけて２０００年、平成１２年９月定例会で、上関町の原子力発電所建設に関わる促進を求める陳情が４件。反対を求める陳情が１件、計５件の陳情を議決をいたしました。全会一致で不採択としております。隣の町に建設をしなさいとか、反対をするとか、そういう意思表示はしてきておりません。

したがって今回も上関町の政策について、平生町から声を出すことは、これまでの議会活動をないがしろにすることになります。この決議が正当であって、この考え方を変更する理由はありません。

２点目は、憲法の規定です。日本国憲法は、第８章で地方自治を定めております。第９２条に地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとしております。地方自治法が典型的な法律ですね。

第９３条は、地方公共団体に法律の定めるところに、議事機関として議会を設置するとしております。そうして２項では、町や議員は住民の直接選挙で行うとしております。

第９４条は、地方公共団体の機能、また条例制定権などが規定をされております。

第９５条が４項目ですが、これは全部読みます。第９５条「一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数を同意なければ、国会はこれを制定することができない」と書いております。

これらのことから考えることですが、第９２条の地方公共団体とは何かということですが、これは憲法の解釈によると、国内の一部の区域とし、その区域内に居住する住民に、法律の範囲内で自治的に支配権を持つ団体、都道府県市町村、としております。これは一部の区域が単位で、

その他の区域には及びません。当然、他の区域の自治権は尊重されなければなりません。

もう一つ地方自治の本旨です。これは人類が長い間地域社会を形成して自治活動をしてまいりました。これが地方自治として憲法に規定をされていますが、地方自治の本旨は、その区域の住民、その区域の政治が住民の手で行われることです。その区域の住民の選択は尊重されることです。

次に、９５条の規定ですが、９５条は、国も住民の判断を尊重しなければならないという規定です。当然、他の区域の団体も同じことだと考えております。

したがって、本案に賛成することはできません。平生町議会の正当性を守り、憲法の規定を尊重することに、議員の皆さんの賛同を求めて終わりますが、原子力政策の特殊性を理由にこれらの決議をすることは、地方自治の自殺行為だと考えております。

以上で討論を終わりますが、これまでの平生町議会の権威を、正当性を守り、憲法の規定を尊重することに、議員の各位の賛同をいただくことをお願いして、反対の討論といたします。

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、発議第１号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第２５号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、議案第２５号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第２６号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、議案第２６号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第２７号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、議案第２７号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第２８号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、議案第２８号に対する討論を終了いたします。

続きまして、請願第１号に対する反対討論はありませんか。原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　原真紀です。私はこの請願に反対の立場で討論いたします。

この請願は、上関町に対して中国電力からの事業計画が示された際に、その具体的な内容について、平生町の住民にも事業者及び国から正確かつ詳細で責任ある説明を行うよう、町長から強く求めていただくことを要望するものと承知しております。

私は、説明を聞くこと自体を拒否しているのではありません。むしろ私は、令和５年９月議会から一般質問において、町長に対し、国や事業者からの説明を求めること、資源エネルギー庁への訪問、賛成・反対双方の立場の識者によるシンポジウムの開催を繰り返し求めてまいりました。

本年６月議会では、町長からシンポジウムの開催について、１市３町の首長会議で平生町から提案する、また平生町単独でも開催を検討するとの答弁をいただいております。

情報を求め、説明を受けることは私自身がこれまで一貫して求めてきたことであり、重要なことだと考えております。

しかし、この請願が実質的に意味することをよく考えなければなりません。説明を求めるという体裁を議会として採択することは、説明次第では、賛成もあり得るという姿勢を町議会として公式に示すことになります。私はその姿勢を取ることができません。

請願文には、拙速に賛否を判断するのではなくという言葉があります。これは説明を受けた上で、いずれ賛否の判断があり得るという前提に、請願者自身が立っていることを示しています。私が懸念しているのは、まさにこの前提です。

私は既に本会議に、上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議案を提出し、委員会において全会一致で否決となりました。その結果を受けても私の立場は何も変わっておりません。

なぜなら、私が反対している根拠は、施設の詳細な説明によって、解消されるものではないからです。搬出先のない中間貯蔵が実質上の最終処分となるリスク、瀬戸内海を航行する輸送リスク、農業・漁業・観光への風評被害。これらは説明の内容がどうであれ、この計画が本質的に抱える問題です。

そして、忘れてはならないのは、上関町に持ち込まれようとしているものの正体です。それは、原子力発電所から出る使用済み核燃料です。そこから放出される放射線が危険である最大の理由

は、目に見えず、臭いも味もなく、どれだけ被曝したか自分では把握しにくいこと。

そして低線量であっても、長期にわたる蓄積によって、健康影響のリスクが生じることにあります。上関町が決めることに口を出すのがおかしい、と言われるかもしれません。しかし、私はこう申し上げたいです。放射性物質によって汚染されていない環境の中で生活し、放射線被曝への恐怖や、不安にさらされることなく平穏に暮らすことは、ここ平生町に生きる私たちが、当然に主張できる権利ではないでしょうか。

そもそもこの請願自体が、上関町の計画に対して、平生町が関わることを前提としています。平生町に暮らす私たちも自分事として考える必要があります。現に、福島県のいくつもの市町では、放射能の問題が今なお、現在進行形で人々を苦しめています。

そして異口同音に、国も東電も、安全といって何も知らされてこなかったと言います。今もなお、それが実態です。

どれほど優れた産業政策も、地域振興策も、住民の命と健康が脅かされるならば、絵に描いた餅にすぎません。生きることなくして、産業も文化も、地域の歴史も続かないのです。

私は、これからの世代への放射線被曝を断固として拒否します。それが、命と暮らしを守ることだと確信しております。

議員の皆様に考えていただきたいのが、ここに作られようとしているものが何なのか。今だけがよければ、あとは知らないでは済まないと思います。

昨年８月に、新聞に掲載されたむつ市議の議長の富岡氏のインタビューを紹介します。中間貯蔵施設が実際に建っている立地の自治体です。インタビューでは、施設の効果はどうか。町が一変するようなことがあったかというと、ないです。原子力は人口減少の歯止めになるのでしょうか。施設だけで、人口減少を抑えられるとは思っていないです。政策に汗を流さないといけない。人を呼び込みたいですが、原子力はマイナスになっています。このように回答されています。

青森県むつ市の流れを見ても、建設に２０年、キャスクの保管に５０年、今日生まれた子供たちに、この中間貯蔵施設を未来のプレゼントだと手渡せますか。私たちが守るものは、命と暮らしです。

以上の理由から私はこの請願に反対いたします。御静聴いただきありがとうございました。議員の皆さんの反対を、賛同をお願いします。

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（１０番　河内山宏充君）　請願第１号、上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書について、採択すべきものとして、賛成の立場から討論を行います。

本請願は、隣接する上関町において検討が進められている、使用済み燃料中間貯蔵施設の設置

に関し、事業者及び国に対して、正確かつ詳細で責任ある説明を平生町長から求めるよう、本議会に協力を要請するものです。

中間貯蔵施設の設置は、本町の地域経済や環境、そして何よりも住民の生活の安全に極めて重大な影響を及ぼし得る事案です。

請願にあるとおり、現時点では住民が適切に是非を判断するための前提条件が整っているとは言いがたく、事業者や国による説明が不可欠であるという、商工会及び町民の皆様の訴えは、地方自治の本旨に照らしても、極めて正当な要求であります。

ここで、本請願を採択するに当たり、地方自治法上の観点から慎重に議論すべき懸念点が主に２点存在することについても、あえて言及をさせていただきます。

第１に、管轄権及び自治権の限界に関する懸念です。地方自治法第２条に基づき、本町議会及び本町執行部が有する機能は、原則として、平生町の区域内の事務に限られます。

当該施設は隣接する上関町の区域内に計画されているものであり、本町が直接的な許認可権や法的拘束力を伴う調査権を有するわけではありません。

他自治体への固有の行政判断に介入する形となる懸念や、国や一民間事業者に対し、本町長が直接的に説明を義務づけるような法的強制力は、地方自治法上担保しきれないという懸念です。法的な限界がそこには横たわっていると思います。

第２です。請願処理の実効性と執行機関への配慮に対する懸念です。地方自治法上第１２５条において、議会は採択した請願のうち、町などの執行機関において措置することが適当と認めるものは、これを送付しなければならないと定められています。

しかし、外交やエネルギー政策といった国の専管事項に近い事案に対して、１、地方公共団体の長が、国や事業者を相手に説明を強く求めるには、実務上及び政治上の多大な負荷や困難が伴うことが懸念されます。

しかしながら、これらの懸念を考慮したとしても、本請願は採択されるべきであります。なぜなら、地方自治法第２条第１４項には、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めなければならないと明記されているからです。

計画地は、上関町であっても万が一の事態や環境への影響、風評被害が生じた場合、その境界線を越えて、直接的な影響を被るのは、我々平生町の住民です。

したがって、国や事業者に対して情報開示を求めることは、他自治体への干渉ではなく、地方自治法が本町に課した、自住民の命と財産・福祉を守るという固有の責務を果たすための正当な防衛的自治権の行使のほかになりません。

本請願は、特定の賛成や反対という結論を先急ぎ、また町長に政治的な決断を迫るものでもありません。

むしろ、住民が適切に判断するための前提条件として、情報提供と十分な議論の場を求めるという民主主義の手続、プロセスの適正化を求めている極めて理性的つ穏当な内容です。

町長が事業者や国に対して説明を求めることは法的な強制力はなくとも、町民の代表である議会の意思を背負った強力な政治的要請として実効性を持たせることが可能です。

法的な限界を理由に思考停止し、住民の不安に目をつむることは、住民の負託を受けた議会が果たすべき役割ではありません。

法的な懸念を自答しつつも、住民の福祉と知る権利を守るために、本議会が一致して声を上げることが地方自治の本旨に叶う道であると確信をいたします。

議員各位におかれましては、本町商工会ひいては平生町民の切実な声を受け止め、本請願に賛成を投じていただきますよう、強くお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（中村　武央君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。平岡正一議員。

○議員（１１番　平岡　正一君）　請願に賛成の立場から討論をいたします。３．１１以降、原子力政策について、日本は大きな変換をしております。広範囲に及ぶことが目の前で分かったからです。

これから先、原子力政策については、先ほどの決議については、立場は変わりませんが、広範囲にいろんなことを勉強していくことが必要だと考えております。

特に、最近の動向を見ましても、いろいろな広域化に対応する施策が進んできております。こういった研究はなされるべきです。立地自治体の意向は尊重しながらも、どうしたら国民が安心して暮らせる原子力政策が進められるか、これはまとめていかなければなりません。

そのためにも、平生町でいろいろな学習をされることは、ぜひ担保しなければならないと思っております。

その中から、いろんな考えが浮かんでまいります。請願者は経済団体ですから、いろいろな考えがあって出されたとは思いますが、そのことはまず置いて、中間貯蔵施設についての知識を得ると、このことについては何ら否定するものではございませんし、大いにやっていかなければなりません。

最初に申しましたように、原子力政策は広範囲に影響があるという観点から、いろんな立場で勉強していく必要があると思いますので、一方的な意見だから拒むというような姿勢を私は取る必要はないと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

○議員（１２番　細田留美子さん）　請願第１号の商工会からの請願について、委員会の採決の際に判断に迷って賛同いたしませんでした。しかし、その後慎重に考慮した結果、文意に対しては異議がないと考えました。そのことをお伝えして賛同といたします。議員の皆様におかれましても賛同していただけますようにお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（中村　武央君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、請願第１号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第１号「上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画に反対する決議」を採決いたします。

発議第１号に対する委員長の報告は、否決すべきであります。

したがいまして、原案について採決をいたします。

発議第１号は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立少数であります。よって、発議第１号は、否決いたしました。

続きまして、議案第２５号「令和８年度平生町一般会計補正予算」を、採決いたします。

議案第２５号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告でありました。

議案第２５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２５号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第２６号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例」を採決いたします。

議案第２６号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第２６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２６号は、委員長の報告のとおり

可決いたしました。

続きまして、議案第２７号「平生町体育館改修工事の工事請負変更契約の締結について」を採決いたします。

議案第２７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第２７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第２８号「物品の買入れについて」を、採決いたします。

議案第２８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第２８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２８号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、請願第１号「上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国から説明を求める請願」を、採決いたします。

請願第１号に対する委員長の報告は、採択すべきであります。請願第１号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立多数であります。よって、請願第１号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８．同意第２号

日程第９．同意第３号

日程第１０．同意第４号

日程第１１．同意第５号

日程第１２．同意第６号

日程第１３．同意第７号

○議長（中村　武央君）　日程第８、同意第２号から日程第１３、同意第７号までの「平生町農業委員会委員の任命について」を、一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　議員の皆さん、おはようございます。

去る６月１５日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会で慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてただいまは、予算１件、条例１件、事件２件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件６件でございます。

それでは、同意第２号「平生町農業委員会委員の任命について」から同意第７号「平生町農業委員会委員の任命について」までを一括して御説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が令和８年７月２９日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律、並びに平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に基づき、農業委員会の委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

農業委員会等に関する法律では、農業委員会の委員の任命に際し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこと、及び委員の年齢・性別等に偏りが生じないよう配慮しなければならないことが明記されておりまして、次に申し上げます６名の方々につきましては、これらの要件を具備するものとして御同意をお願いするものであります。

なお、提案しております方々の履歴につきましては、資料として添付しておりますので、御参照いただきますようお願いを申し上げます。

まず、同意第２号におきましては、小郡にお住まいの吉﨑秀和氏でございます。

吉﨑氏は、昭和５５年４月から平生町農業協同組合に勤務され、平成元年３月に退職されてからは、専業農家として、平成９年からは認定農業者として農業に従事されています。

１１年７月からは平生町農業委員会委員、１７年１１月からは指導農業士、２３年７月からは平生町農業委員会会長職務代理者を務められておられます。

続きまして、同意第３号におきましては、大野北にお住まいの金福和広氏でございます。

金福氏は、平成２１年に有限会社金福建設を退職されてからは、専業農家として、また１８年からは認定農業者として農業に従事されています。

令和２年７月からは平生町農業委員会委員として務められておられます。

続きまして、同意第４号におきましては、曽根にお住まいの羽山敦紀氏でございます。

羽山氏は、昭和５８年４月から平生町役場に勤務され、令和２年３月に退職されてから、農業に従事されています。

令和５年７月からは平生町農地利用最適化推進委員として務めておられます。

続きまして、同意第５号におきましては、宇佐木にお住まいの藤井登貴子氏でございます。

藤井氏は、行政書士として笹木司法事務所に勤務され、平成４年に同所を退職されてからは、

平生町消費者問題協議会会長をされるなど、町行政に御協力いただいております。

農業委員会等に関する法律により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者、農業に従事していない委員が含まれるようにしなければならないこととなっておりますので、藤井氏につきましては、この要件を満たした農業委員会委員として任命したいと考えております。

続きまして、同意第６号におきましては、平生町にお住まいの内山壮二氏でございます。

内山氏は、昭和４０年８月から平生町役場に勤務され、平成１３年３月に退職されてからは、専業農家として、また１８年からは認定農業者として農業に従事されています。

１４年７月から平生町農業委員会委員を務めておられ、２６年７月からは会長職に就かれています。

続きまして、同意第７号におきましては、大野南にお住まいの窪田伸子氏でございます。

窪田氏は、平成２０年３月に平生町にUターンされてから、専業農家として、令和元年１１月からは農家生活改善士として農業に従事されています。

令和２年７月からは平生町農業委員会委員として務めておられます。

以上６名の方々におきましては、どなたも、適任者であると判断をいたし、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で同意第２号から同意第７号までにつきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、同意第２号は、原案に対し、賛成することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、同意第２号は、原案に対し、同意することに決しました。

続きまして、同意第３号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、同意第３号は、原案に対し、同意することに決しました。

続きまして、同意第４号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、同意第４号は、議案に対し、同意することに決しました。

続いて、同意第５号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、同意第５号は、原案に対し、同意することに決しました。

続いて、同意第６号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、同意第６号は、原案に対し、同意することに決しました。

続いて、同意第７号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、同意第７号は、原案に対し、同意することに決しました。

ここで休憩をいたします。再開を１０時２０分、１０時２０分といたします。休憩の間に委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは御移動をお願いいたします。

午前１０時０２分休憩

……

午前１０時２０分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

ただいま町長から、議案第２９号「物品の買入れについて」追加提出がされました。

これを、追加日程第１として日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第２９号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第１．議案第２９号

○議長（中村　武央君）　追加日程第１、議案第２９号「物品の買入れについて」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　ただいまは、追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

それでは、議案第２９号「物品の買入れについて」御説明申し上げます。

本物品は、平成１５年度に配備しております、平生町消防団第４分団１部の小型動力ポンプ付積載車につきまして、導入から２２年が経過し老朽化をしていることから、御議決をいただき、購入を予定しているものでございます。

今回、導入予定の小型動力ポンプ付積載車につきましては、去る５月２９日に入札に付しましたところ、株式会社ハツタ山口、株式会社クマヒラセキュリティの２者から応札があり、株式会社クマヒラセキュリティが、１，６４７万８，０００円で落札いたしました。

本物品の予定価格が、７００万円以上の動産でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、小型動力ポンプ付積載車につきましては、ベース車両は、長さ約４．７メートル、幅約１．７メートル、乗車定員６名の普通自動車運転免許で運転可能となります２トンクラスのディーゼルエンジントラックです。小型動力ポンプは、Ｂ級ポンプ１台、Ｃ級ポンプ１台を積載し、その他の装備品を含め、総重量は３．５トン未満となります。業者への発注後、ベース車両の手配及び装備品を積載するための艤装に相当な時間を要するため、早期の契約が必要であることから、今回御提案させていただくものであります。

このことにつきましては、６月２日に仮契約を締結しておりますことから、議会の議決をいただけましたら、本契約といたし、その後、着手させていただくこととなるものであります。

以上をもちまして、議案第２９号につきましての御説明を終わらさせていただきますが、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第２９号「物品の買入れについて」を、採決いたします。

議案第２９号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議員派遣について

○議長（中村　武央君）　日程第１４、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣についての件は、お手元に配付のとおりとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおりとすることに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村　武央君）　日程第１５、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第６７条第１項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。したがいまして、各委員長からの申出のとおり

閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（中村　武央君）　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和８年第３回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前１０時２８分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　中 村　武 央

署名議員　　岩 本　ひ ろ 子

署名議員　　河 内 山 宏 充